

吸収分割に係る事前開示書類

2023年8月16日

Zホールディングス株式会社

Zフィナンシャル株式会社

2023年8月16日

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都千代田区紀尾井町1番3号
Zホールディングス株式会社
代表取締役社長 出澤 剛

東京都千代田区紀尾井町1番3号
Zフィナンシャル株式会社
代表取締役 鳥越 宏行

Zホールディングス株式会社（以下「ZHD」といいます。）及びZフィナンシャル株式会社（以下「ZF」といいます。）は、2023年8月15日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年10月1日として、ZHDが当該契約書に定める権利義務をZFに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。ただし、本吸収分割は、LINE株式会社を吸収分割会社、ZHDを吸収分割承継会社、2023年10月1日を効力発生日とする吸収分割の効力が発生していることを停止条件として、効力が発生するものとしております。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。ZFは、ZHDの完全子会社であり、ZHDがその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙3に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 期末配当

ZHDは、2023年6月2日を効力発生日として、ZHDの普通株式1株につき金5円56銭（総額41,869百万円）の剰余金の配当を行いました。

② 現物配当

ZHD及びZホールディングス中間株式会社は、2023年7月12日付で、2023年10月1日を効力発生日として、Zホールディングス中間株式会社からZHDに対する、Zホールディングス中間株式会社の保有するヤフー株式会社及びLINE株式会社の普通株式全ての現物配当を実施することを決定いたしました。

③ LINE株式会社との間の吸収分割

LINE株式会社及びZHDは、2023年8月15日付でLINE株式会社を吸収分割会社、ZHDを吸収分割承継会社、2023年10月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割により、LINE株

式会社がその営む全ての事業に関して有する権利義務は、当該吸収分割契約の定める範囲において ZHD に承継される予定です。なお、当該吸収分割は、上記②の現物配当のうち Z ホールディングス中間株式会社から ZHD に対する、Z ホールディングス中間株式会社の保有する LINE 株式会社の普通株式全ての現物配当の効力が発生することを停止条件として、効力が発生するものとします。また、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

④ ヤフー株式会社、Z Entertainment 株式会社及び Z データ株式会社との間の吸収合併

ZHD、ヤフー株式会社、Z Entertainment 株式会社及び Z データ株式会社（以下、ヤフー株式会社、Z Entertainment 株式会社及び Z データ株式会社を総称して「子会社 3 社」といいます。）は、2023 年 8 月 15 日付で、(i)ZHD を吸収合併存続会社、ヤフー株式会社を吸収合併消滅会社、2023 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収合併、(ii)ZHD を吸収合併存続会社、Z Entertainment 株式会社を吸収合併消滅会社、同日を効力発生日とする吸収合併、(iii)ZHD を吸収合併存続会社、Z データ株式会社を吸収合併消滅会社、同日を効力発生日とする吸収合併に関して吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約に基づくこれらの吸収合併により、ZHD は、子会社 3 社の権利義務全部を承継する予定です。なお、これらの吸収合併は、上記②の現物配当のうち Z ホールディングス中間株式会社から ZHD に対する、Z ホールディングス中間株式会社の保有するヤフー株式会社の普通株式全ての現物配当の効力が発生することを停止条件として、効力が発生するものとします。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) ZHD の債務の履行の見込みについて

ZHD の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 3,500,861 百万円及び 1,155,118 百万円です。

ZHD において、上記の日時から本書面作成日現在に至るまで、上記 6 で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであり、また本吸収分割で ZF に対して承継される資産及び負債の額はそれぞれ 17,718 百万円（概算値）及び 0 円（概算値）であるため、上記 6 で記載した事項を考慮しても、ZHD においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、ZHD が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における ZHD の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(2) ZF の債務の履行の見込みについて

ZF の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 99,725 百万円及び 153 百万円です。

ZF において、上記の日から本書面作成日現在に至るまで、資産及び負債の額に大

きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであり、また本吸収分割でZFに対して承継される資産及び負債の額はそれぞれ17,718百万円（概算値）及び0円（概算値）であるため、ZFにおいては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、ZFが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後におけるZFの債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以 上

別紙 1 (吸収分割契約書)

(添付のとおり)

吸収分割契約書

Zホールディングス株式会社（以下「ZHD」という。）及びZフィナンシャル株式会社（以下「ZF」という。）は、2023年8月15日、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

ZHD及びZFは、本契約の定めるところに従い、第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法によりZFに承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

ZHD及びZFの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) ZHD：吸収分割会社

（商号）Zホールディングス株式会社（2023年10月1日付で「LINEヤフー株式会社」に商号変更予定。）

（住所）東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) ZF：吸収分割承継会社

（商号）Zフィナンシャル株式会社

（住所）東京都千代田区紀尾井町1番3号

第3条（権利義務の承継）

- ZFが本吸収分割によりZHDから承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
- 本吸収分割によるZHDからZFに対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

ZFは、本吸収分割に際して、ZHDに対し、金銭等を交付しない。

第5条（ZFの資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、ZFの資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。但し、本吸収分割は、効力発生日において、LINE株式会社（以下「LINE」という。）及びZHDの間の2023年8月15日付吸収分割契約書に基づくLINEを吸収分割会社、ZHD

を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「LINE・ZHD 吸収分割」という。）の効力が発生していることを停止条件として、効力が発生するものとする。なお、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、ZHD 及び ZF が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（株主総会決議）

1. ZHD は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. ZF は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 8 条（競業禁止）

ZHD は、承継対象権利義務に係る事業について、会社法第 21 条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第 9 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、ZHD 若しくは ZF の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、ZHD 及び ZF は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、ZHD 及び ZF が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、ZHD 及び ZF がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。但し、電子署名サービスを用いる場合は、これに代えて、本契約締結の証として、本契約の電磁的記録を作成し、当事者双方が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。電子署名サービスを用いる場合においては、本契約の電磁的記録を原本とし、当該電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

2023 年 8 月 15 日

ZHD :

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

Z ホールディングス株式会社

代表取締役社長 出澤 剛 (印)

ZF :

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

Z フィナンシャル株式会社

代表取締役 鳥越 宏行 (印)

別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において ZF が ZHD から承継する権利義務は、本吸収分割の効力発生直前における次に定める ZHD の権利義務とする。但し、当該 ZHD の権利義務のうち、当該 ZHD の権利義務を本吸収分割により ZF に承継するために、関係官庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合であって、かかる許認可が得られないものは承継対象から除外するものとする。

1. 資産

LINE Financial 株式会社（以下「LF」という。）及び LINE の間の 2023 年 8 月 15 日付吸収分割契約に基づく LF を吸収分割会社、LINE を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「LF・LINE 吸収分割」という。）並びに LINE・ZHD 吸収分割に基づき ZHD に承継された資産のうち、以下の各号に定める資産。

- (1) 「Caspi」という名称の、データ保管その他の機能を有するに関するシステム（以下「承継対象システム」という。）
- (2) 以下に記載の法人の株式（以下「承継対象株式」という。）
 - ・ LINE 証券株式会社
 - ・ LINE Credit 株式会社
- (3) 承継対象システムに関する前払費用

2. 負債

該当なし。

3. 契約（雇用契約を除く。）

LF・LINE 吸収分割及び LINE・ZHD 吸収分割に基づき ZHD に承継された契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務のうち、以下各号に定める契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務

- (1) LF・LINE 吸収分割の効力発生直前において LF が承継対象システムに関して締結していた一切の契約
- (2) LF・LINE 吸収分割の効力発生直前において LF が承継対象株式に関して締結していた一切の契約
- (3) LF・LINE 吸収分割の効力発生直前において LF が LINE 証券株式会社及び LINE Credit 株式会社との間で締結していた BPO 契約及び当該 BPO 契約に基づく業務を再委託する目的で第三者と締結していた契約

- (4) LF・LINE 吸収分割の効力発生直前において LF が派遣会社との間で締結していた人材派遣契約（但し、LF が当該時点において現に受け入れている派遣社員に関する人材派遣契約に限る。）
- (5) 上記のほか、LF・LINE 吸収分割の効力発生直前において LF が LINE 証券株式会社及び LINE Credit 株式会社の株主であることに関連して締結していた契約であって、LINE 証券株式会社及び LINE Credit 株式会社の管理業務に必要な契約

4. 雇用契約
該当なし。

5. 許認可等
該当なし。

別紙2（吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

第4期 事業報告

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

Zフィナンシャル株式会社

1. 会社の現況に関する事項

当社は、2019年5月10日に「紀尾井町金融分割準備株式会社」として設立され、同年10月1日に「Z フィナンシャル株式会社」へ商号変更し、以後 Z ホールディングスグループの金融事業会社を傘下に持つ金融中間持株会社としての業務を開始いたしました。

今期は、当社子会社のガバナンス強化及びさらなる事業成長のため、2022年8月にアセットマネジメント One 株式会社との間において、PayPay アセットマネジメント株式会社の資本業務提携に関する株主間契約を締結し、同社の第三者割当増資を引き受けました。また、当社は同年12月に当社の親会社である Z ホールディングス株式会社から第三者割当による増資を受け、PayPay 銀行株式会社の第三者割当増資を引き受けました。

なお、当社は株式会社 Magne-Max Capital Management について PayPay アセットマネジメント株式会社に投資助言事業を事業譲渡後、当社保有株式を2023年2月にJV パートナーであった株式会社 MM テクノロジーに売却しました。また、PayPay インベストメンツ株式会社は同年3月に清算終了させております。

これらの結果、第4期の経常損失は258百万円、当期純損失は960百万円となりました。

2023年3月31日時点における、当社の連結子会社は下記のとおりです。

PayPay 銀行株式会社（銀行業）

PayPay アセットマネジメント株式会社（金融商品取引業）

PayPay 保険サービス株式会社（損害保険代理業務・生命保険募集に関する業務）

2. 役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等は以下のとおりです。

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況（※1）
代表取締役	鳥越 宏行	ヤフー(株) 取締役 常務執行役員 金融グループ長 PayPay 銀行(株) 取締役会長 PayPay カード(株) 取締役
取締役	甲高 守	PayPay アセットマネジメント(株) 取締役 PayPay 保険サービス(株) 取締役
取締役	谷田 智昭	SB ペイメントサービス(株) 取締役 PayPay カード(株) 代表取締役社長 ヤフー(株) 執行役員 PayPay カード統括本部長

		PayPay(株) 取締役
取締役	坂上 亮介	PayPay カード(株) 監査役 PayPay 銀行(株) 取締役 Zホールディングス(株) 専務執行役員 GCFO (最高財務責任者) Z コーポレーション(株) 代表取締役 Zホールディングス中間(株) 代表取締役 LINE Plus Corporation 取締役
取締役	中山 一郎	PayPay(株) 代表取締役社長執行役員 CEO 福岡ソフトバンクホークス(株) 取締役
監査役 (常勤)	杉中 健二	Zホールディングス(株) Co-CEO 内部監査統括部 ヤフー(株) CEO 内部監査室
監査役	瀬越 俊哉	ヤフー(株) 監査役 Z Entertainment(株) 監査役
監査役 (社外)	太田 洋	西村あさひ法律事務所パートナー 社団法人日本経済団体連合会 顧問弁護士 一般社団法人日本取締役協会 幹事 公益財団法人ロッテ財団 評議員 一般社団法人日本取締役協会 コーポレートガバナンス・オブ・ ザ・イヤーズ委員会 委員 金融庁 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グルー プ」メンバー 日本化薬(株) 社外取締役 (株)リコー 社外監査役 (株)ストラテジー・アドバイザーズ 社外取締役
監査役 (社外)	梅澤 拓	長島・大野・常松法律事務所パートナー 日本証券業協会 外務員等資格試験委員会委員

※1 期中に退任した場合は記載を省略しております。

3. 従業員に関する事項

従業員数 140名

注) 従業員数は、就業人員数であり、他社から当社への出向者(主務出向者14名、兼務出向者118名)を含んだものです。

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

5-1. 決議の内容

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針を定めております。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類及び伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定め、たうえで保管し、いつでも取締役が閲覧できることとする。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業に関するリスクの把握、管理及び対応のため、社内規程において体系的に必要な事項を定める。
- ② 大規模災害等の危機事象が発生した場合を想定した事業継続のため、危機管理に関する規程を作成する。
- ③ リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて、事故管理を担当する部署が管理運営する事故報告手順を整備し、素早く報告、対応及び再発防止等がなされることとする。
- ④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、ISMS 単独認証を取得する。
- ⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。
- ⑥ 情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。
- ⑦ 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、リスク管理に関する当社の内部管理態勢等を監査し、監査結果について取締役会に報告する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にする社内規程を整備する。
- ② 経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成し、取締役の効率的な職務執行を支援する。

- ③ 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行う。
- (4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め全使用人に周知する。
 - ② リスク・コンプライアンス統括部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、コンプライアンスの状況について、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に定期的に報告する。
 - ③ 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、法令等遵守を含む当社の内部管理態勢等を監査し、監査結果について取締役会に報告する。
 - ④ 内部通報に関する社内規程を定め、代表取締役、他の取締役又は常勤の監査役等が通報者から直接報告・通報を受けること、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努める。報告・通報を受けた場合、内部監査部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施する。当該制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告することとする。
 - ⑤ リスク・コンプライアンス統括部門、内部監査部門及び監査役は、日頃から連携し、リスク・コンプライアンス統括部門は、セミナーの実施等、社内の啓発活動を実施する。
 - ⑥ 使用人の法令・定款違反については人事部門又は法務部門を所管する部門長等から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については各部の部門長等から監査役に報告のうえ、監査役において必要な措置等を行う。
 - ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場をしていない子会社との間では、関係会社管理に関する社内規程に基づき、会社運営に関する協定書を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認若しくは事前協議又は当社への報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク・コンプライアンス統括部門が子会社のリスクの認識、評価、分析及び対応について、指導、支援又は助言を行う。
 - ロ. 子会社の事業に関するリスクの把握、管理及び対応のため、社内規程において体系的に必要な事項を定める。

- ハ. 子会社においてリスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて、当社の事故管理を担当する部署が管理運営する事故報告手順を整備し、素早く報告、対応及び再発防止等がなされることとする。また、子会社から当社の所管部門に当該事故等について報告をさせることを、子会社と締結する会社運営に関する協定書の中で定め、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有する。
 - ニ. リスク・コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のリスク管理の担当者と適宜意見交換等を行う。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定等について、当社における経営企画部門が指導、支援又は助言を行う。
 - ロ. 経営企画部門の担当者は子会社の経営企画部門の担当者等と適宜意見交換等を行う。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. リスク・コンプライアンス統括部門が子会社のコンプライアンスに関する態勢整備及び運用等について、指導、支援又は助言を行う。
 - ロ. リスク・コンプライアンス統括部門は、利益相反管理、顧客保護、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策その他コンプライアンスに関し当社グループにおいて横断的に態勢等を構築すべき事項について、その整備及び運用等を主導する。
 - ハ. リスク・コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンスの担当者と適宜意見交換等を行う。
 - ニ. 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、子会社と締結する会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めることで、監査の実効性を確保する。
 - ホ. コンプライアンス・ホットラインにおいて、子会社の役職員も社外の弁護士に直接通報できることとする。
- ⑤ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、当社の親会社の定める関係会社管理に関する社内規程に基づき、当社の親会社との間で会社運営に関する協定書を締結し、当社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、親会社の所管部門に当該事故等について報告する。
- (6) 監査役の監査に関する体制
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助するため、監査役の求めがあった場合には、当社及び当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。

- ロ. 監査役が希望する場合には、監査役自ら監査役の職務を補助する者を雇用等することができることとする。
- ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 前号の使用人への指揮、命令及び人事評価は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動及び懲戒処分は監査役の同意を得ることとする。
- ③ 監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 専従の使用人が監査役の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。
- ④ 監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、次の事項を報告する。
 - A) 当社グループに関する重要事項
 - B) 内部統制システムの構築・運用の状況
 - C) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項
 - D) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項
 - E) 当社グループの内部監査の状況
 - F) 重要案件の審議内容
 - G) 投融資（解消を含む）を検討する際の審議の状況及び結果
 - H) 当社グループにおける重要性の高いリスクの分析及び評価
 - I) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用及びコンプライアンス・ホットライン通報状況等
 - J) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
 - ロ. 取締役は、定期的に監査役との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うものとする。
- ⑤ 5-1(6)④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 内部通報制度を使って報告・通報や相談をした者に対し、当該報告・通報や相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程によって定め、またその旨を周知することで内部通報制度活用の実効性を確保する。
- ⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行（監査役の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないこと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ロ. 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査役の職務の執行（監査役の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないこと認められた場合を除き、その費用を負担する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、必要と認めた場合、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人より報告を受けることができることとする。
 - ロ. 当社の重要な会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査役が希望すれば出席できることとする。
 - ハ. 監査役を、当社グループのリスク管理を統括する会議体及び当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の構成員とする。
 - ニ. 監査役は、主要な子会社の監査役等を兼務することができることとし、子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受ける体制をより確実なものとする。

5-2. 体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、その整備と適切な運用に取り組んでおります。当期に実施した主要な取り組みは、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取り組み

株主総会議事録、取締役会議事録をはじめとする会社の重要な意思決定に係る情報については、社内規程等に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しています。

(2) リスクマネジメント体制に関する取り組み

リスク管理及びコンプライアンスに関する重要事項の審議を行い、取締役会に付議又は報告を行う会議体としてリスク・コンプライアンス委員会を設置、月次にて定例開催し、当社及び当社グループのコンプライアンス管理・リスク管理・情報セキュリティ・危機管理について報告・討議を実施しました。

(3) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員、及び当社の主な子会社の取締役を対象に面談を実施しました。

監査役会は、代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。

監査役は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施しました。

(4) 主な教育・研修の実施状況について

当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社の方針・規程とマニュアル等に基づき、主に、ハラスメント、著作権、反社会的勢力との関係拒絶、情報セキュリティ、改正金融商品販売法、インサイダー取引防止、犯罪収益移転防止法及びAML基本方針、危機管理に関する教育・研修を実施しました。

(5) 内部監査の実施について

リスクベースアプローチによる内部監査基本計画に基づき、当社のグループリスク管理態勢及び子会社の内部統制状況について内部監査を実施しました。

(6) 反社会的勢力排除について

グループ会社を相手方とする契約などの例外的な場合を除き、お取引先様との契約時には、原則としてお取引先様の反社会的勢力該当性を審査しており、契約書等にも反社会的勢力排除に関する記載を盛り込んでおります。そして、従業員に対し、反社会的勢力との関係拒絶、犯罪収益移転防止法及びAML基本方針に関する各研修を通じて倫理・行動規範の教育をすることで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

(7) 企業集団の業務の適正性確保に関する取組み

新たに子会社となった非上場の会社との間で「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認又は当社への報告を求めることとしています。

また、内部通報制度に関し、当社グループの役職員は、社内の通報窓口に加えて、社外の弁護士へ直接通報できるようにしています。

6. 親会社等との間の取引に関する事項

6-1. 個別注記表において注記を要する親会社等との間の取引

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	Zホールディングス(株)	東京都千代田区	247,094	グループ会社の経営管理、ならびにそれに付随する業務	(100.0%)	出資の受入 役員の兼任	新株の発行	69,933	未収入金 未払金	0 1

※新株の発行は、当社の普通株式1,398,672株を親会社が1株につき50,000円で引き受けたものになります。

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay銀行(株)	東京都新宿区	72,216	銀行業	46.57%	出資 役員の兼任	増資の引受 配当金の受取	69,933 732	未収入金 未払金	1 0
子会社	PayPay インベストメンツ(株)	-	-	-	-	-	残余財産の受取	1,330	-	-

※増資の引受は、子会社の発行するA種優先株式883,000株を当社が1株につき79,200円で引き受けたものになります。

※PayPayインベストメンツ㈱は、2023年3月に清算終了しております。

兄弟会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	ヤフー㈱	東京都千代田区	300	ヤフー事業	—	人員の出向 役員の兼任 役務の受入	人員の出向 出向者の受入れ 業務の委託 賃借料の支払	4 269 20 47	未収入金 未払金	0 23

※各取引については、双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、決定しております。

6-2. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、経営管理会社としての業務を開始するに伴い、2019年10月に当社の親会社の子会社であるヤフー株式会社との間で、出向契約、人事業務を含む管理業務等の業務委託契約及び本店事務所となる不動産の賃貸借契約等を締結し、当社の業務遂行に必要な従業員及び各種設備等の提供を受けています。

当該契約等の締結に際しては、当社の各担当部門等において、法務、経理及び税務上の観点等から契約内容等について審査を行い、当社の利益を害するものではない旨を確認しています。

6-3. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社における前号記載の契約締結及びその決裁等については、取引内容及び金額等を鑑み、職務分掌・権限規程（同別表を含む）及びグループ内取引管理規程（同細則を含む）に基づき、その決定が代表取締役に委任されています。代表取締役は、前号記載の点等が当社の各担当部門において十分に審議されていることを確認の上で当該取引等を行うことを決定しています。

6-4. 社外取締役を置く場合において、前号の取締役等の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

当社では社外取締役の要件を充足する取締役を選任しておりません。

以上

事業報告の附属明細書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

Zフィナンシャル株式会社

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項
該当する事項はございません。

第4期

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

計算書類

Zフィナンシャル株式会社

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	2,376	流 動 負 債	153
現金及び預金	2,124	未払金	72
その他	251	未払法人税等	37
		その他	44
		負 債 合 計	153
固 定 資 産	97,349	【純資産の部】	
有形固定資産	0	株 主 資 本	99,571
工具、器具及び備品	0	資 本 金	36,216
		資 本 剰 余 金	37,251
		資 本 準 備 金	36,216
投資その他の資産	97,348	その他資本剰余金	1,034
関係会社株式	97,348	利 益 剰 余 金	26,103
		その他利益剰余金	26,103
		繰越利益剰余金	26,103
		純 資 産 合 計	99,571
資 産 合 計	99,725	負 債 純 資 産 合 計	99,725

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		744
営 業 費 用		1,003
営 業 損 失		△258
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	0	0
経 常 損 失		△258
特 別 損 失		
関係会社株式売却損	41	
関係会社株式清算損	656	697
税引前当期純損失		△956
法人税、住民税及び事業税	3	3
当 期 純 損 失		△960

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計
2022年4月1日	1,250	1,250	1,034	2,284
当期変動額				
新株の発行	34,966	34,966		34,966
当期純損失				
当期変動額合計	34,966	34,966		34,966
2023年3月31日	36,216	36,216	1,034	37,251

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
2022年4月1日	27,064	27,064	30,598	30,598
当期変動額				
新株の発行			69,933	69,933
当期純損失	△960	△960	△960	△960
当期変動額合計	△960	△960	68,973	68,973
2023年3月31日	26,103	26,103	99,571	99,571

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産… 定額法

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益である配当収益を、配当を受ける決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。

II 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類等に計上した金額

関係会社株式 97,348百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

市場価格のない関係会社株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理をしています。関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した計算書類等を基礎に算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は実質価額の回復可能性であり、回復可能性の判断については、事業計画等に基づき検討しています。事業計画には、市場動向等の外部要因に関する情報や事業の成長性等を考慮して見積られた売上高やキャッシュ・フロー等の一定の仮定が含まれます。

③ 翌事業年度に係る計算書類等に及ぼす影響

当該見積りは、将来の不確実な経営環境の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度以降の計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2百万円
----------------	------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	1百万円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	744百万円
営業費用	0百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

営業債務である未払金・未払法人税等は、そのすべてが1年以内の支払期日の債務であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未払金並びに未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(注) 市場価格のない株式

貸借対照表に計上されている関係会社株式97,348百万円は市場価格のない株式であり、金融商品の時価等の開示に関する適用指針（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき従って時価の注記を行っておりません。

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損220百万円及び繰越欠損金809百万円です。将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、繰延税金資産は貸借対照表に計上していません。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	Zホールディングス(株)	東京都千代田区	247,094	グループ会社の経営管理、ならびにそれに付随する業務	(100.0%)	出資の受入 役員の兼任	新株の発行	69,933	未収入金 未払金	0 1

※新株の発行は、当社の普通株式1,398,672株を親会社が1株につき50,000円で引き受けたものになります。

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay銀行(株)	東京都新宿区	72,216	銀行業	46.57%	出資 役員の兼任	増資の引受 配当金の受取	69,933 732	未収入金 未払金	1 0
子会社	PayPayインベストメンツ(株)	-	-	-	-	-	残余財産の受取	1,330	-	-

※増資の引受は、子会社の発行するA種優先株式883,000株を当社が1株につき79,200円で引き受けたものになります。

※PayPayインベストメンツ(株)は、2023年3月に、清算終了しております。

兄弟会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	ヤフー(株)	東京都千代田区	300	ヤフー事業	—	人員の出向 役員の兼任 役務の受入	人員の出向 出向者の受入れ 業務の委託 賃借料の支払	4 269 20 47	未収入金 未払金	0 23

※各取引については、双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、決定しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 68,733円12銭

1株当たり当期純損失 2,053円01銭

第4期

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

附属明細書 (計算書類関係)

Zフィナンシャル株式会社

1. 有形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
有固定 資産 形産	工具、器具及び備品	1	—	—	0	0	2	2
	計	1	—	—	0	0	2	2

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
役員報酬	39
給与手当	181
賞与	79
業務委託費	119
租税公課	367
賃借料	47
支払報酬	45
ライセンス料	41
その他	81
合計	1,003

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

Zフィナンシャル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野龍也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zフィナンシャル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

Zフィナンシャル株式会社

監査役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野龍也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zフィナンシャル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月22日

Zフィナンシャル株式会社 監査役会

常勤監査役 杉中 健二 印

監査役 瀬越 俊哉 印

社外監査役 太田 洋 印

社外監査役 梅澤 拓 印

別紙 3 (吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

(添付のとおり)

1 当社グループの現況

1. 当連結会計年度の事業の概況

① 連結経営成績の概況 (2022年4月～2023年3月)

<トピックス>

売上収益はPayPay(株)の連結子会社化等により、1.67兆円(前年同期比6.7%増)、調整後EBITDA(注1～4)は一時要因のマイナス影響があったものの、コスト最適化等により、3,326億円(前年同期比0.3%増)となり、ともに過去最高を更新。

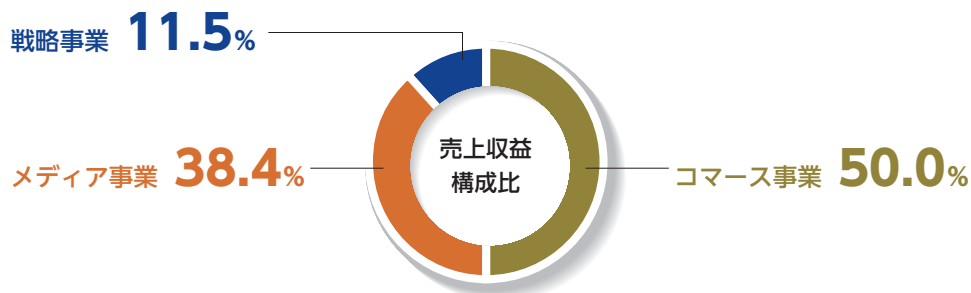
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(額)	増減(率)
売上収益	1兆5,674億円	1兆6,723億円	1,049億円増	6.7%増
調整後EBITDA	3,314億円	3,326億円	11億円増	0.3%増

当連結会計年度の売上収益は、2022年10月にPayPay(株)を連結子会社化したことに伴う戦略事業における増収や、コマース事業の増収等により、過去最高となる1兆6,723億円(前年同期比6.7%増)となりました。

調整後EBITDAは、前年度第2四半期のワイジェイFX(株)((現)外貨ex byGMO(株))売却益による反動減、2022年10月のPayPay(株)連結子会社化、広告市況悪化の影響等があったものの、上記増収やコマース事業を中心としたコスト最適化により、過去最高となる3,326億円(前年同期比0.3%増)となりました。

- (注) 1. 調整後EBITDA：営業利益＋減価償却費及び償却費±EBITDA調整項目
 2. 減価償却費及び償却費：減価償却費、使用権資産減価償却費、一部の賃借料
 3. EBITDA調整項目：営業収益・費用のうち、非経常かつ非現金の取引損益(固定資産除却損、減損損失、株式報酬費用、段階取得差損益、その他現金の流出が未確定な取引(一時的な引当金等)等)。また、一部ファンドの保有株式の売却損益
 4. 2022年度第3四半期より調整後EBITDAの定義を変更。減価償却費及び償却費に一部の賃借料を、EBITDA調整項目に一部ファンドの保有株式の売却損益を追加。2022年度第1四半期および第2四半期の当該収益・費用を、2022年度第3四半期に一括で調整

② セグメントの業績概況（2022年4月～2023年3月）



セグメント別の売上収益・調整後EBITDA

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減（額）	増減（率）
メディア事業				
売上収益	6,412億円	6,420億円	7億円 増	0.1% 増
調整後EBITDA	2,600億円	2,620億円	20億円 増	0.8% 増
コマース事業				
売上収益	8,109億円	8,364億円	255億円 増	3.1% 増
調整後EBITDA	1,315億円	1,536億円	221億円 増	16.8% 増
戦略事業				
売上収益	1,107億円	1,920億円	812億円 増	73.3% 増
調整後EBITDA	△113億円	△434億円	320億円 減	—
その他				
売上収益	224億円	224億円	0億円 減	0.2% 減
調整後EBITDA	54億円	0億円	54億円 減	98.9% 減
調整額				
売上収益	△179億円	△205億円	—	—
調整後EBITDA	△541億円	△396億円	—	—
合計				
売上収益	1兆5,674億円	1兆6,723億円	1,049億円 増	6.7% 増
調整後EBITDA	3,314億円	3,326億円	11億円 増	0.3% 増

- (注) 1. 2023年3月期第1四半期より、戦略事業に区分されていたヤフー㈱の金融サービスをメディア事業に移管しています。また、LINE㈱において、調整額に区分されていたサービスを各セグメントに移管しています。これに伴い、過去のデータおよび比較については現在のセグメントに合わせて遡及修正しています。
2. 調整額は、セグメント間取引および報告セグメントに帰属しない全社費用です。

2. 主要な事業内容

〈各セグメントの主なサービス・商品〉

メディア事業	LINE広告	ディスプレイ広告		「LINE VOOM」、 「LINE NEWS」、 「トークリスト」、 「Talk Head View」、 「Talk Head View Custom」、 その他
		アカウント広告		「LINE公式アカウント」、 「LINEプロモーションスタンプ」、 「LINEで応募」、 「LINEチラシ」、 その他
		その他広告		「ライブドアブログ」 (注1)、 「LINEバイト」、 その他
	ヤフー広告	検索広告		Yahoo!広告「検索広告」
		ディスプレイ広告	運用型広告	Yahoo!広告「ディスプレイ広告」 (運用型) 等
			予約型広告	Yahoo!広告「ディスプレイ広告」 (予約型) 等
その他	LINE		「LINEスタンプ」、 「LINE GAME」、 「LINE占い」、 「LINE LIVE」 (注2)、 「LINE MUSIC」、 「LINEマンガ」、 その他	
	ヤフー		「ebookjapan」、 不動産関連、 「Yahoo!ロコ」、 その他	
コマース事業	物販EC	ショッピング事業		「Yahoo!ショッピング」、 「PayPayモール」 (注3)、 「ZOZOTOWN」、 「LOHACO」、 「チャーム」、 「LINEショッピング」、 「LINE FRIENDS」、 「LINEギフト」、 「MySmartStore」、 「Yahoo! マート by ASKUL」、 「LIVEBUY」、 海外EC (「LINE SHOPPING(台湾・タイ)」、 「GIFTSHOP」、 「EZ STORE」、 「QUICK EC」、 「MyShop」、 「LINE MAN」 他)
		リユース事業		「ヤフオク!」、 「PayPayフリマ」、 「ZOZOUSER」
		アスクル単体 BtoB事業 (インターネット経由)		「ASKUL」、 「SOLOEL ARENA」 等
	サービスEC		「Yahoo!トラベル」、 「一休トラベル」、 「LINEトラベル(台湾)」、 その他	
	その他		プレミアム会員、 アスクル BtoB事業(インターネット経由以外)、 バリューコマース、 その他	
戦略事業	Fintech	PayPay連結		PayPay (注4)、 PayPayカード
		PayPay銀行		—
		その他金融		PayPayアセットマネジメント、 「PayPayほけん」、 マグネマックス (注5)、 「LINE Pay」、 「LINE証券」、 「LINEスコア」、 「LINEポケットマネー」、 「LINE BITMAX」、 「LINE NFT」、 その他
	その他		AI、 「LINE Search」、 「LINEヘルスケア」 (注6)、 その他	

(注) 1. livedoor事業は、2022年12月28日付で㈱ミンカブ・ジ・インフォノイドへ譲渡しました。

2. 「LINE LIVE」は、2023年3月31日付でサービスを終了しました。

3. 「Yahoo!ショッピング」と「PayPayモール」は2022年10月に統合し、新生「Yahoo!ショッピング」としてリニューアルしました。

4. 2022年10月1日付でPayPay(株)を連結子会社化しました。

5. 2022年度第4四半期に、㈱Magne-Max Capital Managementの全株式を売却しました。

6. 「LINEヘルスケア」は、2023年2月2日付でサービスを終了しました。

メディア事業

売上収益

6,420億円
前期比 0.1% 増

調整後EBITDA

2,620億円
前期比 0.8% 増

メディア事業の売上収益は、6,420億円(前年同期比0.1%増)、調整後EBITDAは2,620億円(前年同期比0.8%増)となりました。なおメディア事業の売上収益が全売上収益に占める割合は38.4%となりました。

LINE(株)では、「LINE公式アカウント」における大手顧客の配信メッセージ数増加や、中小加盟店の有償アカウント数増加により、アカウント広告の売上収益が前年同期比で18.3%増加しました。ディスプレイ広告は、市況悪化の影響に加えて、「LINE VOOM」のリニューアル影響等により、前年同期比で減収となりました。

また、ヤフー(株)では、検索広告が引き続き堅調に推移したものの、(株)イーブックイニシアティブジャパンの非連結化による影響や、ディスプレイ広告における市況悪化の影響および予約型での出稿減等により、売上収益が前年同期比で減収となりました。

コマース事業

売上収益

8,364億円
前期比 3.1% 増

調整後EBITDA

1,536億円
前期比 16.8% 増

コマース事業の売上収益は、アスクルグループやZOZOグループにおける増収や、経済活動の再開に伴い、トラベル事業が好調に推移したこと等により、前年同期比で増加しました。

eコマース取扱高(注)は、トラベル事業を中心とした国内サービス系ECの成長に加えて、リユース事業も安定的に成長したことにより、4兆1,143億円(前年同期比7.4%増)となり、うち国内物販系取扱高は、2兆9,880億円(前年同期比1.2%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコマース事業の売上収益は、8,364億円(前年同期比3.1%増)となりました。また、調整後EBITDAは、上記増収に加えて、成長と収益性をバランスさせる方針に転換し事業のコスト最適化を進め、収益性が大幅に改善した結果、1,536億円(前年同期比16.8%増)となりました。なおコマース事業の売上収益が全売上収益に占める割合は50.0%となりました。

(注) eコマース取扱高は、前記「各セグメントの主なサービス・商品」に掲載している「物販EC」、「サービスEC」およびメディア事業の「その他」の有料デジタルコンテンツ等における取扱高の合算値です。

戦略事業

売上収益

1,920億円
前期比 73.3% 増

調整後EBITDA

△434億円
前期比 —

戦略事業の売上収益は、2022年10月のPayPay(株)連結子会社化に伴い、前年同期比で大きく増加しました。

PayPay取扱高は急速に成長しており、PayPayカード(株)の取扱高を含む連結取扱高は、前年同期比で3割を超えて増加(注)し、PayPayのサービス開始から僅か4年6カ月で10兆円を超えました。また、PayPay銀行の貸出金残高は6,244億円(前年同期比49.8%増)と着実に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における戦略事業の売上収益は1,920億円(前年同期比73.3%増)となりました。なお戦略事業の売上収益が全売上収益に占める割合は11.5%となりました。

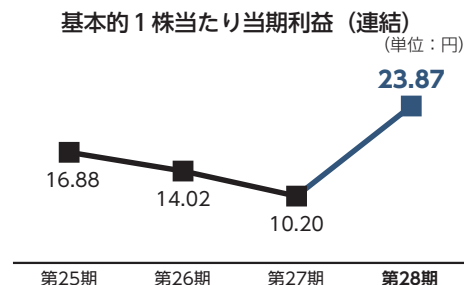
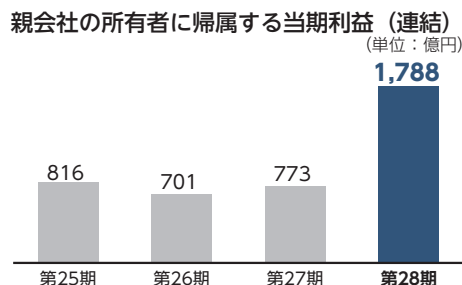
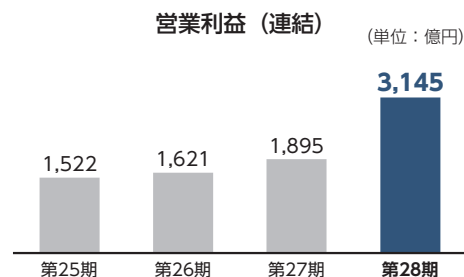
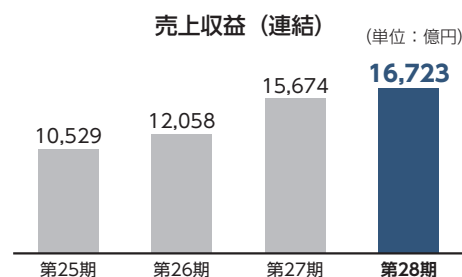
(注) PayPayカード(株)の取扱高を含む連結取扱高の増減率

3. 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況の推移

	第25期 2020年3月期	第26期 2021年3月期	第27期 2022年3月期	第28期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上収益 (百万円)	1,052,943	1,205,846	1,567,421	1,672,377
営業利益 (百万円)	152,276	162,125	189,503	314,533
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	81,675	70,145	77,316	178,868
基本的1株当たり当期利益 (円)	16.88	14.02	10.20	23.87
資産合計 (百万円)	3,933,910	6,691,328	7,110,386	8,588,722
資本合計 (百万円)	1,047,823	2,989,597	2,982,197	3,317,900

- (注) 1. 当社の連結計算書類は国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しています。
 2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しています。
 3. 2022年3月期第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったことに伴い、2021年3月期の諸数値を遡及修正しています。



4. 資金調達状況

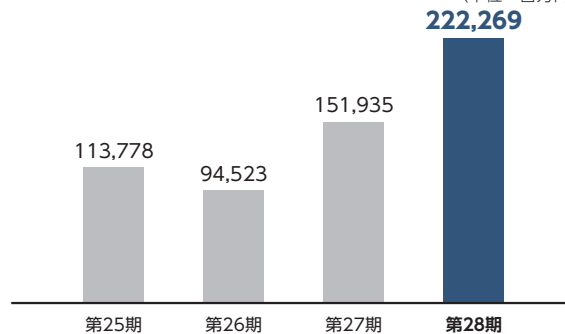
当連結会計年度において有利子負債が247,295百万円増加しました。これは、主に借入金が239,595百万円、リース負債が60,172百万円増加したことによるものです。

5. 設備投資状況

当連結会計年度における設備投資の総額は222,269百万円であり、主なものはサーバーおよびネットワーク関連機器の購入、物流センターの拡充、ソフトウェアの取得に伴うものです。

設備投資額の推移（連結）

（単位：百万円）



6. 経営方針

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、情報技術の力で全ての人に無限の可能性を提供する「UPDATE THE WORLD」をミッションに掲げ、『人類は、「自由自在」になれる』というビジョンの実現を目指しています。

情報技術の発展により、人々はインターネットを介してあらゆる知識・情報の取得と、世界中に向けた情報発信が可能になりました。今後も人々は情報技術の活用によってさまざまな制約から解放されるとともに、新たな未来を創っていくと当社グループは考えます。

当社グループは、常にユーザーファーストの姿勢を貫き、サービスの向上に努め、人々や社会の課題解決に貢献することで、持続的成長および企業価値向上を目指します。

② 目標とする経営指標

当社グループは主要財務指標として、全社の売上収益および調整後EBITDA（注）を重視しています。これらの指標を設定した理由は以下のとおりです。

売上収益：全ての収益の源泉となるものであり、成長性および収益性、事業規模を表す指標として採用しました。

調整後EBITDA：減価償却費及び償却費に加え、減損損失や企業結合に伴う再測定損益などの非経常かつ非現金の取引損益を除外することにより、経常的な収益性を把握できる指標として採用しました。

財務以外の主要指標として、ヤフー(株)は月間ログインユーザーID数やログインユーザー利用時間等、LINE(株)は月間アクティブユーザー数（MAU）、デイリーアクティブユーザー数（DAU）/月間アクティブユーザー数（MAU）率等をそれぞれ重視しています。そのほか、事業別の主要指標は以下のとおりです。

メディア事業：広告関連売上収益、「LINE公式アカウント」アカウント数等

コマース事業：eコマース取扱高等

戦略事業：PayPay(株)の「PayPay」取扱高、「PayPay」決済回数、PayPayカード(株)の「PayPayカード」クレジットカード取扱高、PayPay銀行(株)の銀行口座数等

(注) 調整後EBITDAは、IFRSにおいて定義された財務指標ではありませんが、当社グループの業績に対する理解を高め、現在の業績を評価する上での重要な指標として用いることを目的として当該指標を採用しています。そのため、他社において当社グループとは異なる計算方法または異なる目的で用いられる可能性があります。

③ 中長期的な会社の経営戦略

1) 経営環境

近年、情報技術が発達し社会のあらゆる領域でオンラインとオフラインの境目は急速に失われています。インターネットの可能性が飛躍的に広がる中で、期せずして生じた新型コロナウイルス感染症拡大により、かつてない大きな変革期を迎えています。オンラインとオフラインの融合により、ビッグデータの価値が加速度的に高まっています。日本政府が提唱する「Society5.0」にあるとおり、データを用いて経済発展と社会課題の解決を両立するサービスや事業を創り出す企業が求められています。

さらに世界中でキャッシュレスやIoT、ビッグデータ等、インターネットを介し、革新的で高い利便性を持つサービスが次々と生み出され、生活の新しいスタンダードになりつつあります。加えて、海外のIT企業が日本に進出し、その存在感は年々高まっています。他方、国内でもベンチャー企業が次々と現れており、激しい競争が続くインターネット市場では今後もめまぐるしい環境変化が予想されます。

当社グループの展開する事業はメディア事業、コマース事業、並びに戦略事業に大別されます。

メディア事業では、多様なメディアサービスを提供し、企業などの広告を掲載することで収益を上げています。(株)電通の発表によると、2022年の日本の総広告費は通年で前年比4.4%増の7兆1,021億円で、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、ウクライナ情勢、物価高騰など国内外のさまざまな影響を受けつつも、1947年に同社が推定を開始して以降、過去最高となりました。中でもインターネット広告費は前年比14.3%増の3兆912億円で、社会のデ

デジタル化を背景に継続して高い増加率を保っており、日本の総広告費全体の成長をけん引しています。また、インターネット広告費の約8割を占めるインターネット広告媒体費は、検索連動型広告やビデオ（動画）広告の成長により、前年比15.0%増の2兆4,801億円となりました。インターネット広告媒体費は、検索連動型広告とディスプレイ広告の2種が全体の約7割を占め、ビデオ（動画）広告は前年比15.4%増で全体の2割強を占めています。

コマース事業では、eコマースを中心とした多様なサービスを展開しています。経済産業省の調査によると、2021年のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は前年比7.35%増の約20.7兆円、物販系分野におけるEC化率は8.78%となりました。日本のEC化率は年々右肩上がりに上昇しており、特に2020年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり消費の影響で大幅な上昇が見られました。2021年は消費者の間で徐々に外出機会が回復したにもかかわらず、eコマースの市場規模は引き続き増加しています。これは、消費者の間でECの利用が定着しつつあることの証左と考えられ、日本のEC化率は今後もさらに上昇することが予想されます。

戦略事業では、Fintechを中心とした多様なサービスを展開しています。経済産業省の調査によると、2022年の日本のキャッシュレス決済比率は前年比3.5ポイント増の36.0%と着実に上昇している一方で、諸外国との比較では依然として低水準にとどまっています。経済産業省はキャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度、将来的には世界最高水準の80%まで上昇させることを目標としているため、日本のキャッシュレス決済市場は今後も拡大が予想されます。

2) 経営戦略

当社グループは、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供する、世界的にもユニークな企業グループです。当社グループの提供する多様なサービスから得られる豊富なデータは、当社グループならではのサービスを創り出すための重要な競争優位性となります。各サービスから得られるデータを横断的に活用することで、利用者一人ひとりに最適化されたサービスを提供し、さらに質の高い利用者体験の提供を目指します。また、豊富なデータ量と多様性あふれるデータ資産を持ち合わせた国内最大級のデータ所有者として、その能力を最大限に引き出し、社会全体の価値を向上させる企業を目指します。

3) 主要セグメントの基本方針

●メディア事業

メディア事業では、日常に欠かせない多様なメディアサービスを提供することで多くの利用者を集め、広告により収益を上げています。ユーザーファーストの理念に基づき、必要とされるサービスを適切なタイミングで提供することに日々努めています。メディアとしての信頼性を高めることが、結果として中長期的なユーザー数の拡大、広告売上収益の拡大につながると考えています。

また当社は、NAVER CorporationのAI技術やLINE(株)のアセットを活用しながら、認知から興味・関心といった「新規顧客獲得のためのファネル」に加えて、購入からCRMの「優良顧客化のためのファネル」まで一気通貫で支援する、新たなマーケティングソリューションを実現していきます。さらに、蓄積されたデータを「PayPay」、LINE公式アカウント」等と組み合わせて活用し、コンバージョンにコミットするソリューションを提供していきます。その結果、一人ひとりに最適な提案をする「1:1」のマーケティングを実現し、利用頻度の増加を目指します。

加えて、オフラインへの進出を新たなチャンスと捉え、オフライン上の利用者の生活も便利にする取り組みを進めています。「PayPay」によるオフライン決済のデータを活用することで、認知から購買までを一気通貫で可視化することにより、販促市場でのシェア拡大に取り組んでいます。

●コマース事業

コマース事業では、eコマース関連サービスや会員向けサービス等を提供しています。国内最大級のユーザー基盤を持つ、「LINE」、「ヤフー」、「PayPay」の3つの起点をつなげ、グループサービス間のクロスユースを促進し、グループ経済圏を拡大することで、収益の持続的な成長を目指します。クロスユースの促進に向けて、サービスごとに異なるロイヤルティプログラムの統一を進めているほか、「Yahoo!ショッピング」と「LINE公式アカウント」のクロスセルも推進しています。「LINE」、「PayPay」ユーザーを対象としたロイヤルティプログラムを拡充することで、

「PayPayカード」や「PayPay」などの会員数および取扱高増加につなげるとともに、eコマース取扱高の拡大を図っています。

また、中長期的な取り組みとして、「LINE」のコミュニケーション機能を活用した「ソーシャルコマース」および最短15分で商品を受け取ることができる「クイックコマース」を展開していきます。

● 戦略事業

戦略事業では、Fintechを中心とした多様なサービスを展開しています。国内のQRコード決済市場において6割以上のシェアを占めるキャッシュレス決済サービス「PayPay」を起点に、クレジットカード、銀行、証券、保険などのさまざまな金融サービスの拡大を図ります。

また、NFT (Non-Fungible Token、非代替性トークン) やAI、ヘルスケアなど、今後さらなる市場拡大が期待される領域において、新規プロダクト・サービス開発を積極的に行います。これらの新規事業への投資実施にあたっては、事業環境・市況などを勘案し、投資の内容・規模などを柔軟に意思決定するとともに、サービス開始から3～5年をめどに継続・撤退を判断します。

④ 対処すべき課題

当社グループは、③.2) の経営戦略を実行するにあたり、最優先課題として個人情報の保護を筆頭にしたセキュリティの強化に取り組んでいます。横断的なマルチビッグデータの利活用を進める上で、最も大切な基本姿勢は利用者の方のプライバシーを尊重することです。当社グループは、プライバシーポリシーを策定し、日本国の法令に基づいたサービス運用を行っています。

なお、当社は、当社の子会社であるLINE(株)の日本国内ユーザーの日本国外での個人情報の取扱い等に関して、2021年3月に、当社グループにおけるデータの取扱いをセキュリティ観点およびガバナンス観点から外部有識者にて検証・評価する特別委員会「グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会」を設置しました。同委員会は、同年10月に「グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会最終報告書」を取りまとめております。当社は、同報告書で示された提言を受け、当社グループ全体でのデータガバナンス改善に向けた取り組みを実施し、その取り組みの状況について外部の弁護士事務所に検証を依頼し、2022年12月にフォローアップレポートを取りまとめております。当社は、引き続き当社グループ全体でのデータガバナンス改善に向けた取り組みを推進してまいります。デジタルプラットフォーム事業者の社会的責務を果たすため、当社は今後もお客さまや有識者および監督官庁等のご意見・ご指摘と真摯に向き合い、透明性を高め安心してご利用いただける環境作りのため、継続的な改善を行ってまいります。

加えて、当社グループは突発的な事故や自然災害等に対する施設面・業務面でのリスクマネジメントの徹底に努めています。現代社会において、インターネットは生活やビジネスに欠かせないインフラであり、その中で当社グループの担う公共的な責任も年々増していると考えためです。

また当社グループは、コーポレートガバナンスを中長期的な企業価値の拡大に必要な不可欠な機能と位置付けています。少数株主を含む全株主の利益に適う経営が実現できるよう、ガバナンス体制の強化に努めています。加えて、企業の社会的責任を果たすための取り組みや、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの構築および運用についても、一層の強化を図ります。

企業の価値創造の源泉である人材のパフォーマンス最大化も、重要な課題のひとつです。そのため当社グループは、仕事に対する社員の意識や仕事の質のスタンダードを向上させていく仕組み・制度の整備を進めています。当社グループでは、働く人の心身のコンディションを最高の状態にすることが最大のパフォーマンスにつながり、働く人自身とその家族の幸せにつながると考えており、2018年6月に当社代表取締役社長（現 代表取締役会長）の川邊健太郎が健康宣言を行っております。これらの取り組みの結果、当社および子会社のヤフー(株)は2023年3月に経済産業省および日本健康会議による「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）」、通称「ホワイト500」に認定されました。特にヤフー(株)は、2017年より7年連続で同認定を受けています。今後も、全ての社員が心身ともに最高の状態で仕事に向き合えるような環境整備に、継続して取り組んでまいります。

7. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

(2023年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	当社に対する 議決権比率 %	主要な事業内容
ソフトバンクグループ(株)	238,772	64.5 (64.5)	持株会社
ソフトバンクグループジャパン(株)	188,798	64.5 (64.5)	持株会社
ソフトバンク(株)	204,309	64.5 (64.5)	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供
Aホールディングス(株)	100	64.5 (-)	持株会社

- (注) 1. 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率および間接所有する議決権の比率の合計となっており、() 内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しています。
2. Aホールディングス(株)はソフトバンク(株)の子会社であることから、当社に与える影響が最も大きい親会社等はソフトバンク(株)となります。

② 重要な財務および事業の方針に関する契約

当社はAホールディングス(株)との間で、定款変更（軽微変更を除く）、当社グループ以外の第三者に対する重要な財産の譲渡等、Aホールディングス(株)の議決権割合が完全希釈化後ベースで50%以下となる議決権割合に影響が生じる新株・新株予約権・新株予約権付社債の発行等についてはAホールディングス(株)の事前承諾を要する契約を締結しております。

また、当社はAホールディングス(株)との間で、同契約において、当社の取締役については10名とし、このうち、監査等委員である独立社外取締役4名を除く社内取締役6名については、事前に当社および監査等委員である独立社外取締役4名および社内取締役2名により構成される当社の指名報酬委員会と協議を行うことを条件として、Aホールディングス(株)が指名し、その場合には当社は当該指名に従って当該取締役を選任すべく合理的な範囲で最大限協力するものと定めております。また、同契約において、Aホールディングス(株)は、当社の監査等委員である独立社外取締役の選任議案に対する議決権の行使に当たっては、当社の指名報酬委員会の答申を尊重するものと定めております。さらに、当社とAホールディングス(株)は、同契約において、当社の取締役の員数および当該員数に占める独立社外取締役の割合については、今後の上場会社のガバナンスに関する議論の状況等を踏まえて、必要に応じて協議・検討を行うこととしております。

③ 重要な子会社の状況

(2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ヤフー(株)	百万円 300	% 100.0 (100.0)	イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業
LINE(株)	34,201	100.0 (100.0)	モバイルメッセージング・アプリケーション「LINE」を基盤とした広告サービス、スタンプ販売およびゲームサービス等を含むコア事業並びにFintech、AI及びコマースサービスを含む戦略事業の展開
(株)ZOZO	1,359	51.0 (51.0)	ファッション通販サイト「ZOZOTOWN」の企画・運営、カスタマーサポート、物流倉庫「ZOZOBASE」の運用
アスクル(株)	21,189	45.0	オフィス関連商品の販売事業、その他の配送事業
バリューコマース(株)	1,728	51.9 (51.9)	広告事業（アフィリエイトマーケティング、ストアマッチ、アドネットワーク）、CRM事業（マーケティングオートメーション）
PayPay(株)	116,451	63.9 (57.9)	モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供
PayPayカード(株)	100	100.0 (100.0)	クレジット、カードローン
(株)一休	400	100.0 (100.0)	高級ホテルや旅館、厳選レストラン等のインターネット予約サイト運営事業
PayPay銀行(株)	72,216	46.6 (46.6)	銀行業
Zフィナンシャル(株)	36,216	100.0	グループ会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務
LINE Plus Corporation	2,466	100.0 (100.0)	海外マーケティングおよびLINE関連の各種海外サービスの開発
LINE Financial(株)	100	100.0 (100.0)	金融関連サービスの提供
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	25,489	100.0 (100.0)	持株会社
LINE Financial Taiwan Limited	34,973	100.0 (100.0)	持株会社
Zホールディングス中間(株)	1	100.0	持株会社

- (注) 1. 議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合を内数で記載しています。
2. 国際会計基準（IFRS）における当社の連結子会社は上記を含む129社です。
3. 当社グループは、2022年10月1日付で、当社子会社の株式交付および同社の過半数の取締役指名権の保有によりPayPay(株)を子会社化しました。
4. LINE Financial Taiwan Limitedは、重要性が増したことにより、当事業年度より重要な子会社としております。

④ 特定完全子会社に関する事項

- ア) 特定完全子会社の名称及び住所
Zホールディングス中間株
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- イ) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
Zホールディングス中間株
2,697,085百万円
- ウ) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計
3,500,861百万円

8. 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

(2023年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区

② 子会社の主要な事業所

(2023年3月31日現在)

名称	所在地
ヤフー(株)	東京都千代田区
LINE(株)	東京都新宿区
(株)ZOZO	千葉県千葉市稲毛区
アスクル(株)	東京都江東区
バリューコマース(株)	東京都千代田区
PayPay(株)	東京都港区
PayPayカード(株)	東京都千代田区
(株)一休	東京都千代田区
PayPay銀行(株)	東京都新宿区
Zフィナンシャル(株)	東京都千代田区
LINE Plus Corporation	大韓民国京畿道城南市
LINE Financial(株)	東京都品川区
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	シンガポール共和国 シンガポール市
LINE Financial Taiwan Limited	中華民国(台湾) 台北市
Zホールディングス中間(株)	東京都千代田区

9. 従業員の状況

企業集団の従業員数

(2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
28,385名	4,680名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んだものです。
2. 上記従業員の他に、臨時従業員12,780名(期中平均人員)を雇用しています。
3. 前期末比増減は、2022年10月1日付のPayPay(株)の子会社化に伴う増加が主な要因になります。

10. 主要な借入先および借入額

(2023年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
(株)三井住友銀行	199,329
(株)みずほ銀行	179,270
三菱UFJ信託銀行(株)	90,400
三井住友信託銀行(株)	64,231
(株)三菱UFJ銀行	57,755

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 24,160,000,000株

2. 発行済株式の総数 7,633,501,686株

(自己株式103,047,215株を含む)

- (注) 1.2022年8月18日付で株式給付信託 (J-ESOP) 導入に伴う有償第三者割当募集株式を発行したことにより、当事業年度中に26,358,100株増加しました。
- 2.2022年8月18日付で役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託導入に伴う有償第三者割当募集株式を発行したことにより、当事業年度中に7,531,200株増加しました。
- 3.2022年9月30日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより、当事業年度中に1,941,350株増加しました。
- 4.ストックオプション (新株予約権) の権利行使により、当事業年度中に1,509,475株増加しました。
- 5.当事業年度中の自己株式の増減は以下のとおりです。
- ・譲渡制限付株式報酬の無償取得により14,400株増加
 - ・単元未満株式の買取請求により115株増加

3. 株主数 292,846名

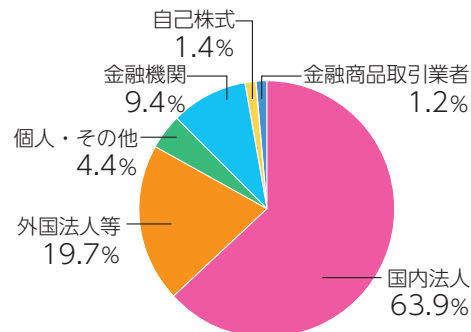
(前事業年度末比 69,068名増)

4. 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
Aホールディングス(株)	4,853,802,475	64.5
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	453,419,600	6.0
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	168,118,300	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	158,333,428	2.1
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	60,037,640	0.8
JP MORGAN CHASE BANK 385635	57,670,251	0.8
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	56,538,800	0.8
MSIP CLIENT SECURITIES	54,489,763	0.7
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS 3	52,110,600	0.7
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	50,694,600	0.7

- (注) 1. 当社は自己株式103,047,215株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式103,047,215株を控除して計算しています。なお、自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP)、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式33,773,403株は含まれません。

所有者別株式分布状況



5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	発行総額	交付対象者
	株	円	名
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	480,000 （－）	232,368,000 （－）	3 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
合計 （うち社外取締役）	480,000 （－）	232,368,000 （－）	3 （－）

- (注) 1. 上記株式報酬は、すべて譲渡制限付株式報酬です。
2. 付与対象取締役が譲渡制限期間（2022年9月30日から2025年10月1日まで）中継続して、当社グループにおいて、取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことをもって、譲渡制限期間満了時に本株式の全部について、譲渡制限を解除します。
3. 付与対象取締役が、譲渡制限期間中に自己都合により退任等した場合など、一定の事由に該当した場合には、当該事由に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得します。なお、加えて、当社は、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合には、当社が付与対象取締役に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知が到達した時点をもって、取締役毎の責任に応じ、本株式の全部または一部を当然に無償で取得します。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者)	かわ べ けん た ろう 川 邊 健 太 郎	ヤフー(株) 取締役 ソフトバンクグループ(株) 取締役 ソフトバンク(株) 取締役 (株)ZOZO 取締役
代表取締役 Co-CEO (共同最高経営責任者) Marketing & Sales CPO	いで ざわ たけし 出 澤 剛	LINE(株) 代表取締役社長CEO
取締役 G C P O (Group Chief Product Officer)	しん じ ゅ ん ほ 慎 ジ ユ ン ホ	LINE(株) 代表取締役CWO LINE Plus Corporation 取締役CWO
取締役 専務執行役員 E-Commerce CPO	お ざわ たか お生 小 澤 隆 生	ヤフー(株) 代表取締役社長 社長執行役員CEO (最高経営責任者) アスクル(株) 社外取締役 PayPay(株) 取締役 (株)一休 取締役会長 (株)ZOZO 取締役 (株)出前館 社外取締役
取締役 専務執行役員 Entertainment CPO	ます だ じゅん 舩 田 淳	LINE(株) 取締役CSMO (株)出前館 社外取締役 Z Entertainment(株) 代表取締役社長CPO (最高プロダクト責任者) LINE MUSIC(株) 代表取締役CEO LINEヘルスケア(株) 代表取締役
取締役 専務執行役員 GCSO (Group Chief Synergy Officer)	おけ たに たく 桶 谷 拓	PayPay(株) 取締役 ヤフー(株) 取締役 専務執行役員CEO事業推進室長 ソフトバンク(株) CEO室顧問
取締役 (常勤監査等委員)	うす み よし お生 臼 見 好 生	—
取締役 (監査等委員)	はす み ま い こ 蓮 見 麻 衣 子	(有)エバーリッチアセットマネジメント (株)サイバー・バズ 社外取締役 ニューラルポケット(株) 社外取締役
取締役 (監査等委員)	くに ひろ ただし 國 廣 正	国広総合法律事務所 弁護士 東京海上日動火災保険(株) 社外取締役 オムロン(株) 社外監査役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 社外監査役
取締役 (監査等委員)	ほと やま れ ひと 鳩 山 玲 人	(株)鳩山総合研究所 代表取締役 ピジョン(株) 社外取締役 トランス・コスモス(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役の臼見好生氏、蓮見麻衣子氏、國廣正氏および鳩山玲人氏は社外取締役です。
2. 当社は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準をもって社外取締役の独立性判断基準としており、社外取締役の臼見好生氏、蓮見麻衣子氏、國廣正氏および鳩山玲人氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
3. 社外取締役の蓮見麻衣子氏、國廣正氏および鳩山玲人氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、臼見好生氏を常勤監査等委員に選定しています。
5. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれが高い額としています。
6. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しています。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。当該契約においては、悪意または重大な過失があったことによる損害に係る賠償金を補償の例外とするなど、一定の免責事由を定めています。
7. 事業年度末日後の2023年4月1日付で、取締役の地位および担当が次のとおり変更となりました。

氏名	2023年4月1日付の地位および担当
川 邊 健太郎	代表取締役会長
出 澤 剛	代表取締役社長 CEO Marketing & Sales CPO
慎 ジュンホ	代表取締役 GCPO (Group Chief Product Officer)
小 澤 隆 生	取締役 専務執行役員CGSO (Chief Group Synergy Officer) E-Commerce CPO
桶 谷 拓	取締役 専務執行役員CSO (Chief Strategy Officer)

2. 取締役の報酬等

① 取締役の報酬決定方針の概要

当社は、2022年5月17日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（報酬ポリシー）を策定し、本方針に基づいた考え方や手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しています。なお、2023年3月31日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として2023年4月1日の経営体制の変更や社内規程の改定を踏まえ、本方針の一部を改定しています。

報酬ポリシー（2023年3月31日時点）

1. 基本理念

取締役の報酬（以下「役員報酬」という。）を当社の経営理念及び経営戦略の実現に向けた原動力となる内容とすべく、以下を基本理念とする。

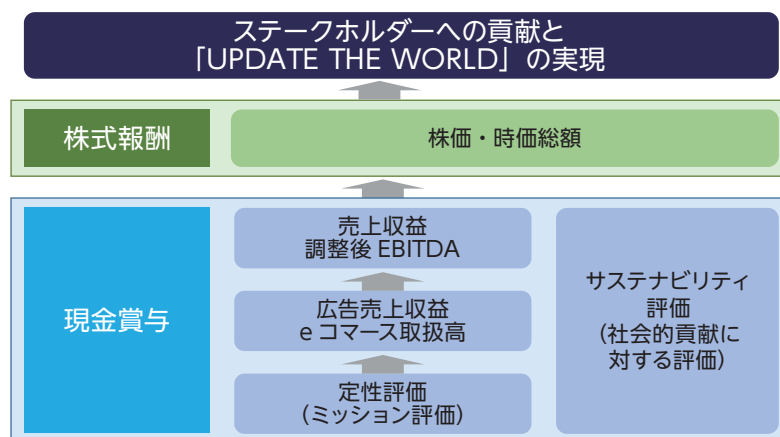
- ① 「UPDATE THE WORLD」の実現に向け、経営陣のリーダーシップの発揮を促すものであること
- ② 当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ③ 独立性の高い強靱な報酬ガバナンスを確立することで、当社のステークホルダーに説明責任を果たすことができる内容であること

2. 報酬水準

- 役員報酬の水準は、各取締役が担うミッションの重要度や難易度を勘案し、役員報酬の基本理念及び当社のグループ経営における各取締役の役割と責任に基づき設定する。
- 報酬水準の検討に際しては、当社の経営環境や外部調査機関のデータベースによる日本を代表するグローバル企業をピアグループとした調査・分析を行ったうえで、指名報酬委員会においてその妥当性を検証のうえ設定する。
- 外部環境の変化や取締役の役割・責任の変更等に応じて、適宜、報酬水準の見直しを行うものとする。

3. 報酬構成

- ① 各報酬項目・構成の戦略的設計イメージ
各報酬項目の戦略的設計・位置づけは、以下のとおり。



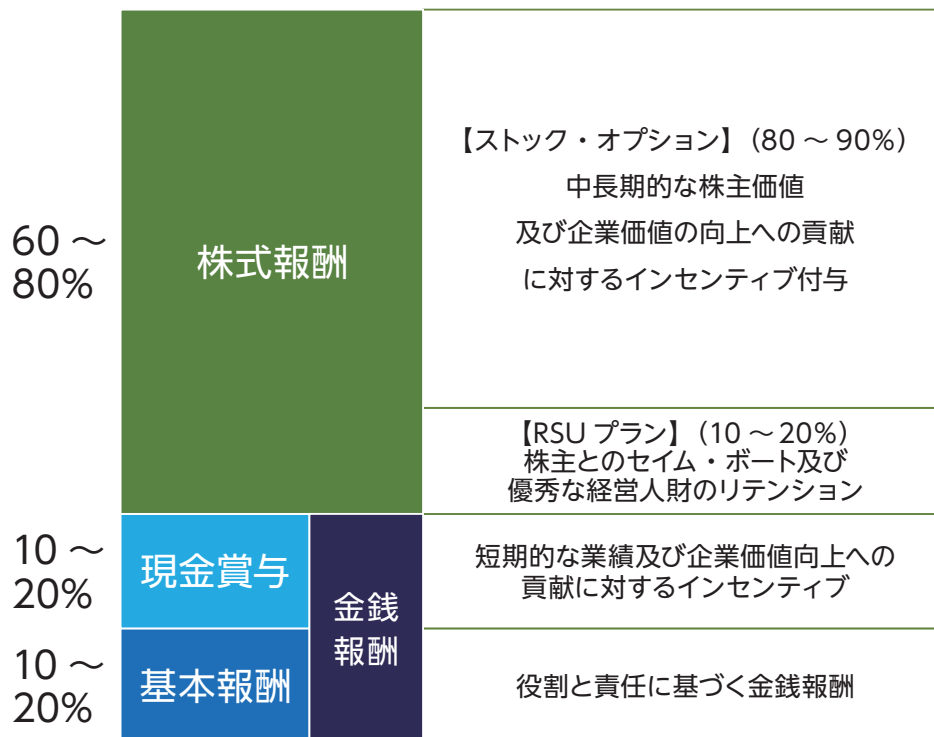
② 報酬項目の概要

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成】

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成は、当社の持続的な成長の実現に向けて、中長期的な視野で大胆なリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すためのインセンティブとして機能するよう、中長期インセンティブとしての株式報酬に比重を置くことをコンセプトとする。

【金銭報酬】		目的・位置づけ	決定基準			支給額	支給時期
10～20%	基本報酬	月額報酬	各取締役の役割と責任に応じて金額決定			一定	毎月
10～20%	現金賞与	短期的な業績及び企業価値向上への貢献に対するインセンティブ	①連結業績の達成度評価	売上収益	40%	0～200%	7月
				調整後EBITDA	40%		
				広告売上収益	10%		
				eコマース取扱高	10%		
			②サステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）		±5%		
③定性評価（各取締役の戦略・PMI等のミッション達成度等）		±10%					

【株式報酬】		目的・位置づけ	概要	割合
60～80%	ストック・オプション	中長期的な株主価値及び企業価値の向上への貢献に対するインセンティブ付与	<ul style="list-style-type: none"> ・株価が上昇した場合にのみ利益を得られるストック・オプションとしての新株予約権として付与 ・取締役会が定める一定期間（原則3年間）が経過した後に、権利行使が可能 	80～90%
	RSUプラン（役員報酬BIP信託）	株主とのセイム・ポート及び優秀な経営人財のリテンション	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年付与する基準ポイント（ユニット）が対象期間（3年間）に亘って3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じた当社株式を各事業年度終了後に信託から交付 ・本プランから取締役へ交付された株式は、交付後の3年間を対象として、継続保有期間を設ける ・取締役の自社株式保有状況にかかる説明責任を果たす観点から、将来に株式交付がなされることが相当に見込まれる基準ポイント（ユニット）は、潜在的株式として、株主総会参考書類等において各取締役の保有株式数に含めて開示 	10～20%



※報酬構成は、毎年の指名報酬委員会において、外部環境や中長期的な戦略に応じて見直すものとする。

※上記にかかわらず、日本以外の現地採用取締役を招聘する場合等には、職務内容や採用国のマーケット水準等を勘案し、個別に報酬水準・報酬構成を設定する場合がある。

※当該事業年度における会社業績及び業績目標の達成度合いに加えて、将来に向けた企業価値向上への貢献等を総合的に評価し、指名報酬委員会が特別賞与を決定し、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する場合がある。

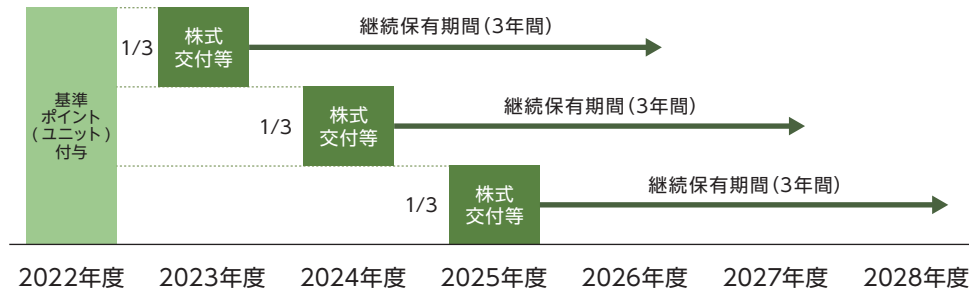
※譲渡制限付株式報酬については、暫定的に経過措置として2022年3月期までの報酬決定方針に基づき、支給する場合がある。なお、2023年3月期をもって、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠を廃止し、2023年4月1日に開始する事業年度(2024年3月期)以降は、新規での譲渡制限付株式の割当ては行わないこととする。

【監査等委員である取締役の報酬構成】

【金銭報酬】		目的・位置づけ	決定基準	支給額	支給時期
75～90%	基本報酬	月額報酬	各取締役の役割と責任に応じて金額決定	一定	毎月

【株式報酬】		目的・位置づけ	概要
10～25%	RSUプラン (役員報酬BIP信託)	客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能の確保及び株主との利害共有意識（セイム・ポート）の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年付与する基準ポイント（ユニット）が対象期間（3年）に亘って3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じた当社株式を各事業年度終了後に信託から交付 ・本プランから取締役へ交付された株式は、交付後の3年を対象として、継続保有期間を設ける ・取締役の自社株式保有状況にかかる説明責任を果たす観点から、将来に株式交付がなされることが相当に見込まれる基準ポイント（ユニット）は、潜在的株式として、株主総会参考書類等において各取締役の保有株式数に含めて開示

(RSUプランを通じて取締役に交付等が行われる当社株式と継続保有期間)



③ 株式保有ガイドライン

【株式保有ガイドライン】		目的：取締役の自社株保有促進	
対象	保有株式数	期限	
Co-CEO (注)	基本報酬 (年額) の2倍以上	取締役就任後5年以内	
その他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	基本報酬 (年額) の1倍以上		

(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO」を「代表取締役」に改訂。

4. 報酬ガバナンス

【指名報酬委員会】

- 役員報酬の決定にかかるプロセスの独立性・透明性・客観性を高めるために、取締役会の諮問機関として設置。
- 常勤の監査等委員である独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役全員とCo-CEO^(注)で構成。

(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO」を「社内取締役2名」に改訂。

【決定プロセス】

- 取締役の報酬水準、報酬構成、基本報酬額や現金賞与にかかる評価指標・算定方法及び支給額、特別賞与の支給額等は指名報酬委員会にて決定。
- 株式報酬にかかる付与内容については、指名報酬委員会 で定めた内容に基づき、取締役会の決議により決定。
- 取締役の個人別報酬支給額の算定に必要な一定事項（現金賞与におけるサステナビリティ評価・定性評価の決定等）については、当社の経営状況や取締役の業務執行状況を最も熟知しているCo-CEO^(注)の評価案に基づき、指名報酬委員会が最終評価を行う。

(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO」を「代表取締役社長」に改訂。

【付随事項】

- 役員報酬は、株主総会において決議された報酬等の上限の範囲内で支給するものとする。
- 当社を取り巻く外部環境の変化や中長期的な戦略の変更等により、取締役の役割と責任に大幅な変化があった場合には、現金賞与及び株式報酬の目標値や算定方法等にかかるインセンティブ設計について、指名報酬委員会において慎重に審議を行ったうえで、見直しを行うことがある。
- 当社がコーポレート・ガバナンスやサステナビリティの観点における改善・改革等を実施したことにより、取締役の役割や責任を臨時的に見直した場合についても、指名報酬委員会において慎重に審議を行ったうえで、適正な範囲内で臨時的な報酬や各種手当の支給等を行うことがある。
- 指名報酬委員会の実効性の強化を目的とし、社外からの客観的視点及び役員報酬に関する専門的知見を採り入れるために、外部コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向、経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討する体制としている。

5. 報酬の没収・返還

- 重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または取締役（監査等委員である取締役を含む。）の在任期間中に善管注意義務や忠実義務その他の法令ないし契約に反する重大な義務違反があったと取締役会等が判断した場合、指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、現金賞与及び株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの現金賞与及び株式報酬の全部もしくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役会に助言・提言する。
- 取締役会は、当該助言・提言内容を最大限に尊重し、現金賞与及び株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収（マルス）、または支給済みの現金賞与及び株式報酬の全部もしくは一部の返還（クローバック）を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとする。

6. 株主や投資家とのエンゲージメント

- 役員報酬の内容については、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示する。
- 取締役（監査等委員である取締役を含む。）については、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることなく、有価証券報告書にて連結報酬等の総額の個別開示を行う。
- 株主や投資家とのエンゲージメントについては、Co-CEO・取締役（独立社外取締役を含む。）^(注)を中心に、積極的に実施する。株主や投資家とのエンゲージメントを通じて受けた株主や投資家の意見を指名報酬委員会や取締役会等で共有し、企業価値向上のために活用する。

(注) 2023年4月1日付で「Co-CEO・取締役」を「取締役」に改訂。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

	人数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				
			金銭報酬		非金銭報酬		
			基本報酬	賞与 (業績連動)	譲渡制限付 株式報酬 (業績連動)	RSUプラン(役 員報酬BIP信託) (非業績連動)	ストック・ オプション (非業績連動)
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
取締役(監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	6名 (一名)	8,949 (一)	382 (一)	384 (一)	159 (一)	172 (一)	7,850 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (4名)	82 (82)	74 (74)	— (一)	(一)	8 (8)	— (一)
合計 (うち社外取締役)	10名 (4名)	9,032 (82)	456 (74)	384 (一)	159 (一)	180 (8)	7,850 (一)

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬、RSUプラン(役員報酬BIP信託)およびストック・オプションの額は、譲渡制限付株式報酬、RSUプラン(役員報酬BIP信託)およびストック・オプションとして当事業年度に費用計上した額です。
2. 本表記載の他、過年度に費用計上した賞与(非業績連動)の引当金戻入額は113百万円です。
3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
4. スtock・オプション(非業績連動)は、当社取締役としての地位に基づき付与されたものおよび当社子会社であるLINE(株)の取締役および執行役員としての地位に基づき付与されたものの双方を含みます。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容および業績連動報酬の額の決定方法は、「①取締役の報酬決定方針の概要 報酬ポリシー」3.②に記載のとおりです。

本決定方法に基づき算定した2023年3月期の実績および賞与支給率は下表のとおりです。

当該業績指標を選定した理由は、売上収益・調整後EBITDA・広告売上収益・eコマース取扱高が、連結業績の達成度を測る指標として当社が経営戦略上重視するKPIであるためです。加えて、非財務の観点からも企業価値の向上に寄与する経営意識の醸成を図るためサステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）を、各取締役の個人パフォーマンスを明確化するため定性評価（各取締役のミッション達成度等）を選定しました。

	決定基準	ウェイト	当事業年度目標値	当事業年度実績	達成率
①連結業績の達成度評価	売上収益	40%	1.72兆円	1.67兆円	97.1%
	調整後EBITDA	40%	3,315億円	3,326億円	100.3%
	広告売上収益	10%	6,078億円	5,914億円	97.3%
	eコマース取扱高	10%	4.02兆円	4.11兆円	102.2%
②サステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）		±5%	—	—	—
③定性評価（各取締役の戦略・PMI等のミッション達成度等）		±10%	個人評価に基づく		

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としての株式報酬の概要につきましては、「①取締役の報酬決定方針の概要 報酬ポリシー」3.②に記載のとおりです。

加えて、一部の取締役に対して、経過措置として2022年3月期までの報酬決定方針に基づき、譲渡制限付株式報酬を支給しています。本譲渡制限付株式報酬は、2023年3月期をもって、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠を廃止するため、2023年4月1日に開始する事業年度（2024年3月期）以降の支給は実施しません。

譲渡制限付株式報酬の具体的な付与内容につきましては、「②会社の株式に関する事項」5.に記載のとおりです。

⑤ 報酬等の株主総会決議の内容

ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬および株式報酬の額

- ・2022年6月17日開催の株主総会にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の金員の上限および株式数の上限を、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の数、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が6名（うち社外取締役は0名）です。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）】

	報酬等の種類	金員の上限	株式数の上限
金銭報酬	基本報酬および現金賞与	年額25億円（うち社外取締役3億円）	—
株式報酬	ストック・オプション	年額24億円	年13万個（1,300万株相当）
	RSUプラン （役員報酬BIP信託）	3事業年度を対象として、対象期間ごとに、その初年度に5億円を上限とする信託金を拠出	対象期間ごとに110万株

※上記決議に伴い、2017年6月20日付株主総会決議により定めた従来の譲渡制限付株式報酬制度は2023年3月期をもって廃止し、2023年4月1日に開始する事業年度（2024年3月期）以降は、業務執行取締役に対して新規での譲渡制限付株式の割当ては行わないこととします。

- ・2017年6月20日開催の株主総会にて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、金銭報酬債権の対価として発行・処分する当社普通株式の上限を年80万株とすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の数、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）4名です。

イ) 監査等委員である取締役の金銭報酬および株式報酬の額

2015年6月18日開催の株主総会にて、監査等委員である取締役の基本報酬額の上限、2022年6月17日開催の株主総会にて、RSUプラン（役員報酬BIP信託）における金員の上限および株式数の上限を、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の数、監査等委員である取締役は、2015年6月18日株主総会決議時点が3名、2022年6月17日株主総会決議時点が4名です。

【監査等委員である取締役】

	報酬等の種類	金員の上限	株式数の上限
金銭報酬	基本報酬	年額2億円	—
株式報酬	RSUプラン （役員報酬BIP信託）	3事業年度を対象として、対象期間ごとに、その初年度に0.5億円を上限とする信託金を拠出	対象期間ごとに12万株

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の方法

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)の取り扱いについては、指名報酬委員会の決議に基づき具体的に報酬等を決定するため、独立社外取締役の意見を踏まえ、取締役会がその決議に基づき取締役報酬等規程(以下「報酬等規程」という。)にてその旨を定めています。また、報酬等規程において指名報酬委員会に関する事項(権限、決議方法、運営等)を規定しており、指名報酬委員会は、報酬等規程に従い、基本報酬(固定報酬)については、取締役の役割と責任に応じて、また、賞与については、当該事業年度における連結業績目標の達成度合いを基礎とし、社会的貢献の達成度および取締役が実施した経営施策に対する評価等を加味して、構成員の審議および決議により取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしています。他方、株式報酬としての譲渡制限付株式報酬、ストック・オプションおよびRSUプラン(役員報酬BIP信託)の付与内容につきましては、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとしての機能を基礎として、指名報酬委員会における審議に基づき取締役会の決議により決定するものとしています。

⑦ 報酬等に関する取締役会の委任事項

当事業年度(2023年3月期)においても、報酬等について独立性・客観性・透明性を高める観点から、取締役の個人別の報酬等に関して、上記報酬決定方針に基づき決定することにつき取締役会の委任を受けた指名報酬委員会において審議し、決定しています。具体的には、当事業年度においては、指名報酬委員会(指名報酬委員会は6名で構成され、独立社外取締役常勤監査等委員である臼見好生が委員長を務め、独立社外取締役監査等委員である鳩山玲人、蓮見麻衣子、國廣正、代表取締役社長Co-CEOである川邊健太郎、代表取締役Co-CEOである出澤剛を構成員としています。)を、11回開催しており、以下の主要アジェンダについて審議および決議いたしました。ただし、譲渡制限付株式報酬、ストック・オプションおよびRSUプラン(役員報酬BIP信託)の付与内容につきましては、指名報酬委員会における審議に基づき取締役会の決議により決定しました。

＜指名報酬委員会の報酬関連主要アジェンダ＞

- ・役員報酬の水準・構成
- ・現金賞与および株式報酬にかかる業績評価指標ならびに算定方法
- ・2024年3月期の取締役の報酬に係る報酬決定方針ならびに個人別報酬

当社取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等について、報酬等規程に定めた報酬決定方針に従い決定すべきことを定めた上で、指名報酬委員会に対して、その決定を委任し、また、株式報酬については、指名報酬委員会が定めた額に基づき決定していることから、上記報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

3. 社外役員に関する事項

社外役員の当事業年度における主な活動状況（期待される役割に関して行った職務の概要等を含む）は以下のとおりです。

社外取締役 常勤監査等委員 白見好生

当事業年度において15回開催された取締役会のうち15回に出席しました。同氏は、企業経営およびコーポレートガバナンスに関する豊富な知識、実績やITビジネスへの高い見識等を有しており、常勤監査等委員を務めるとともに、監査等委員会の委員長および指名報酬委員会の委員長として、当社の経営全般およびコーポレート機能への適切なアドバイスが期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問および事業の進捗に関し必要なタイミングに応じた報告を求める意見等により、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

また、当事業年度において15回開催された監査等委員会のうち15回に出席し、監査等委員会委員長として、それぞれ各監査等委員に対し、監査状況の報告や意見を述べました。

また、当事業年度において11回開催されたガバナンス委員会のうち11回に出席し、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

加えて、当事業年度において11回開催された指名報酬委員会のうち11回に出席し、指名報酬委員会委員長として、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見を述べるとともに、各監査等委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしています。

社外取締役 監査等委員 蓮見麻衣子

当事業年度において15回開催された取締役会のうち15回に出席しました。同氏は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得するなど会社経営に関する豊富な知識を有しており、またファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識から、当社の経営に対し特に投資家の視点に基づく有益な助言や適切な監督を期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問や意見については投資家の視点に基づく形で行われており、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

また、当事業年度において15回開催された監査等委員会のうち15回に出席し、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。

また、当事業年度において11回開催されたガバナンス委員会のうち11回に出席し、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

加えて、当事業年度において11回開催された指名報酬委員会のうち11回に出席し、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。

社外取締役 監査等委員 國 廣 正

当事業年度において15回開催された取締役会のうち15回に出席しました。同氏は、弁護士として企業の危機管理やコンプライアンス体制に関する幅広い知見を有しており、危機管理プロセスの整備に関する適切かつ有益な助言、提言といった役割が期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問や意見および当社コンプライアンス体制に関し、随時有益な助言、提言を行うことで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

また、当事業年度において15回開催された監査等委員会のうち15回に出席し、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。

また、当事業年度において11回開催されたガバナンス委員会のうち11回に出席し、委員長として当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

加えて、当事業年度において11回開催された指名報酬委員会のうち11回に出席し、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。

社外取締役 監査等委員 鳩 山 玲 人

当事業年度において15回開催された取締役会のうち15回に出席しました。同氏は、ハーバード大学ビジネススクールにおいてMBAを取得し、IT、エンターテインメント産業における海外企業戦略やコーポレートガバナンス等の豊富な知識およびコンテンツビジネス、キャラクターライセンスビジネスを中心とした海外事業展開や経営管理に関する豊富な知見に基づく業務執行への助言、監督が期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への意見や質問は上記知見を基に適確に行われ、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。

また、当事業年度において15回開催された監査等委員会のうち15回に出席し、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。

また、当事業年度において11回開催されたガバナンス委員会のうち11回に出席し、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。

加えて、当事業年度において11回開催された指名報酬委員会のうち11回に出席し、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要だと認識しています。同時に、利益還元を通じて株主の皆様へ報いることが上場会社としての責務と捉えています。

上記方針のもと、当期の期末配当金については、前期年間配当金（1株当たり5.81円）から記念配当金（1株当たり0.25円）を除いた配当金を同額で継続し、1株当たり5.56円（配当金総額418億円）といたしました。

5 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

	保有者数	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	新株予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の数	権利行使期間
LINE 第22回 新株予約権	3名	296円	298円	28,685個	33,704,875株	2022年7月29日から 2029年7月8日まで
LINE 第26回 新株予約権	3名	223円	481円	28,685個	33,704,875株	2023年11月5日から 2030年11月5日まで
LINE 第29回 新株予約権	3名	304円	783円	21,485個	25,244,875株	2024年11月11日から 2031年10月24日まで
Zホールディングス株式会社 2022年度第1 回新株予約権	6名	158円	454円	105,166個	10,516,600株	2025年8月19日から 2032年8月3日まで

- (注) 1. 保有者は、いずれも当社取締役（監査等委員である取締役を除く）であり、社外取締役は含まれていません。
 2. LINE第22回新株予約権およびLINE第26回新株予約権については、当社子会社であるLINE(株)の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
 3. LINE第29回新株予約権については、当社子会社であるLINE(株)の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
 4. Zホールディングス株式会社2022年度第1回新株予約権については、当社の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
 5. 新株予約権の行使の条件（概要）
 (1) LINE第22回新株予約権について
 ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
 ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役の地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 ④ 当社普通株式の株価が以下の（イ）から（ハ）に定める条件を満たす場合に限り、当該（イ）から（ハ）に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該（イ）から（ハ）に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価（（イ）に定義する。）の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の（イ）から（ハ）に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 (イ) 2022年7月29日から2025年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間（当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④（イ）から（ハ）において同じ。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円（以下「基準株価」という。）を超える場合
 割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 (ロ) 2023年7月29日から2026年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
 割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 (ハ) 2024年7月29日から2027年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
 割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(2) LINE第26回新株予約権について

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 2023年11月5日から2026年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 - (ロ) 2024年11月5日から2027年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 - (ハ) 2025年11月5日から2028年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(3) LINE第29回新株予約権について

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 2024年11月11日から2027年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 - (ロ) 2025年11月11日から2028年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 - (ハ) 2026年11月11日から2029年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(4) Zホールディングス株式会社2022年度第1回新株予約権について

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任など当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

	交付者数 保有者区分	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	新株予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の数	権利行使期間
Zホールディングス株式会社 2022年度第1回 新株予約権	2名 当社執行 役員	158円	454円	5,616個	561,600株	2025年8月19日から 2032年8月3日まで
	13名 当社子会社 取締役および 執行役員			25,272個	2,527,200株	

(注) 上記の新株予約権の主な行使条件は、前記「1. 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況」注記5.(4)に記載のとおりです。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	464百万円
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	1,967百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務についての対価を支払っていますが、重要性が乏しいため、業務内容の記載は省略しています。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行います。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、会計監査人を解任します。

また、当社監査等委員会は、当社監査等委員会において予め定めた指針に該当する場合には株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、その適切な運用に努めています。なお、2023年3月31日開催の取締役会において、2023年4月1日を効力発生日として2023年4月1日の経営体制の変更や社内規程の改定を踏まえ、本体制の一部を改定しております。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
<p>① 法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、企業行動憲章および当社グループ（当社、当社の子会社および関連会社を総称したものをいう）の行動規範を定め全使用人に周知する。</p> <p>② コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるよう、法務部門を所管する執行役員にコンプライアンス統括部門を所管させる。コンプライアンス統括部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンスの状況について、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に定期的に報告する。</p>	<p>① 「企業行動憲章」および「Zホールディングスグループ行動規範」を全社員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載するなどして周知しました。また、行動規範の制定について詳しく解説した説明資料を作成し経営トップメッセージ動画資料と合わせて社内周知を行っています。2023年3月には全社員向けに、行動規範の一部を解説した資料を配布しました。また、グループ会社のコンプライアンス担当向けには、行動規範の一部の教育資料を配布し、グループ各社での教育周知活動を支援しています。</p> <p>② コンプライアンス統括部門が、全社的なコンプライアンス体制の整備を行うとともに、社内およびグループ会社における問題点の把握に努めています。また、コンプライアンスの状況については、5月と11月に当社コンプライアンス委員会に報告し、6月と12月には取締役会に報告しました。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>③内部通報（コンプライアンスホットライン）に関する社内規程を定め、コンプライアンス統括部門のほか、Co-CEO（共同最高経営責任者）^{（注）}または常勤の監査等委員が通報者から直接報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して通報環境の整備に努める。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役会に付議し、審議を求めることとする。当該制度の運用状況は、定期的に取り締役に報告するものとし、取締役会の監督を受ける。</p> <p>（注）2023年4月1日付で「Co-CEO（共同最高経営責任者）」を「代表取締役社長」に改訂。</p> <p>④コンプライアンス統括部門、内部監査部門および監査等委員会は、日頃から連携し、法務部門は、取締役および全使用人に対するセミナーの実施等、社内の啓発活動を実施することとする。</p> <p>⑤使用人の法令・定款違反については人事部門を所管する執行役員または法務部門を所管する執行役員から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告のうえ、取締役会に具体的な措置等を答申することとする。</p>	<p>③④内部通報制度においては、複数の通報先を確保することで社員が通報をしやすい仕組みを整えています。内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導や賞罰委員会の決定に基づく処分等を行っています。また、当該事項のうち社員に係る事項については、5月と11月に行われたコンプライアンス委員会において報告を行い、6月と12月には取締役会に報告しました。</p> <p>教育啓発活動としては、ハラスメント等の基礎的項目や腐敗防止等の社内ルールに関するコンテンツを全社員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載するなどしました。</p> <p>⑤基本方針に基づく体制を整備しておりますが、2022年度の報告実績は、使用人の法令・定款違反、取締役の法令・定款違反ともに0件でした。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。</p>	<p>⑥ 反社会的勢力排除規程を定め、当該規程に基づく体制を整備・運用し、反社会的勢力との取引を防止しています。また、継続的な社内教育の実施のために、反社会的勢力との取引の防止に関する教育資料を社員が常時閲覧できる状態とし、その旨を周知しています。</p>

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

<p>① 株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定め、いつでも取締役が閲覧できることとする。</p>	<p>① 基本方針に基づき重要な意思決定に係る文書および業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定め、いつでも取締役が常時閲覧可能な状態としています。</p>
---	--

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

<p>① 当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応のため、社内規程において体系的に必要な事項を定める。</p> <p>② 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のため、非常災害対策に関する規程を作成する。</p> <p>③ リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて、事故管理を担当する部署が管理運営するフローを整備し、素早く報告、対応および再発防止等がなされることとする。</p>	<p>① リスクマネジメントに関する規程において、当社の事業に関するリスクの把握、管理、対応に関する必要事項を体系的に定めています。また、2023年3月にリスクマネジメント委員会において、リスクカテゴリー、グループ・トップリスクを決定しました。</p> <p>② 大規模災害が発生した場合を想定した非常災害対策規程を作成し、事業継続計画を策定しています。</p> <p>③ 事故の再発を抑え会社の損失・信頼低下を防ぐため、発生した事故に対する報告、応急処置、再発防止の確実な実施を目的とした「事故報告システム」を整備しています。</p>
---	--

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置する。</p> <p>⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。</p> <p>⑥ 情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。</p>	<p>④ Group Chief Trust & Safety Officer (GCTSO) を任命し、情報セキュリティマネジメントを統括させています。また、当社および当社グループの情報セキュリティ整備・運用のサポートを行う情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、情報セキュリティインシデントに総合的に対応するための組織を設置しています。</p> <p>⑤ 情報セキュリティ統括組織に、情報セキュリティマネジメントに関する教育を推進するチームを設置し、社員教育プログラムの策定やその実施を強化し周知徹底を行なっています。 2022年度の実績として、全社セキュリティ教育を4回、セキュリティセルフチェックを4回、公開前決算情報取り扱い者向け教育を4回、入社時セキュリティ教育を随時実施しています。</p> <p>⑥ 情報セキュリティ統括組織に、CSIRT機能を推進する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元管理し、運用しています。</p>
<p>4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	
<p>① 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図る。</p> <p>② 業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備する。</p>	<p>① 執行役員制度を採用するとともに、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備し、積極的に権限の委譲を行っています。</p> <p>② 基本方針に基づき業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>③ 経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成し、取締役の効率的な職務執行を支援する。</p> <p>④ 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。</p> <p>⑤ 職務の執行の効率性、有効性に関する内部監査を行い、改善活動を継続的に実施する。</p>	<p>③ 経営に係る重要事項に関し適切かつ迅速な意思決定ができるよう、定例で執行を掌る取締役、執行役員等を構成員とする経営会議を組成しています。</p> <p>2022年度は、合計47回にわたり実施し、新規出資の是非や主要な事業セグメントにおける戦略に関する討議や、グループ会社の事業状況のモニタリング、グループ会社を含む社員の労働環境等についての状況把握、グループ内再編に向けた討議等を行いました。</p> <p>④ 取締役については、当該年度の全社目標を明確化するとともに、その達成度と報酬を連動させることで、取締役のリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すインセンティブとしています。</p> <p>また、執行役員その他社員に対しても、全社の目標を踏まえた各組織・個人としての目標を設定し、評価する制度を導入しています。</p> <p>⑤ 内部監査部門において、データガバナンス、子会社管理体制をはじめとした多様な観点で実施対象を定めて内部監査を行い、関係各部門において改善に取り組んでいます。</p>

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

<p>① 親会社等からの独立性を確保するための体制</p> <p>(a) 当社の親会社等との取引は、当該取引の当社に対する必要性および取引条件の公正性を確認した上でその実施を判断する。</p>	<p>① ソフトバンクグループ(株)、ソフトバンク(株)、Aホールディングス(株)、NAVER Corporation等の関連当事者との取引のうち、取締役会付議対象案件については、取締役会への付議前に独立社外取締役4名から構成されるガバナンス委員会で、公正性、経済合理性、適法性といった観点での審議を実施しています。</p>
--	--

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制</p> <p>(a) 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場をしていない子会社（但し、金融持株会社など経営の独立性維持が必要な子会社を除く）との間では、関係会社管理に関する社内規程に基づき、会社運営に関する協定書を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を原則として事前に求めることとする。</p> <p>③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(a) 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、前号に定める会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めることで、監査の実効性を確保する。</p>	<p>2022年度は、同委員会を11回開催し、当社グループ内での組織再編などについて審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保しています。</p> <p>また、取締役会付議対象外の案件についても、原則として、ガバナンス委員会より授権された常勤監査等委員により同様の視点に基づく事前確認を実施しています。</p> <p>②新たに子会社となった非上場の会社との間で、「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。</p> <p>③内部監査部門では、全連結子会社等に対し、直接或いは間接的に、親会社監査・基本的内部統制確認、各社内部監査機能のモニタリングなどを実施し、「子会社の損失の危険の管理」に対応しています。</p> <p>リスク管理部門では、当社グループのERM（エンタープライズリスクマネジメント）活動を統括し、各子会社におけるERM体制の整備と運用を支援しています。なお、2022年4月には各子会</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>(b) 関係会社管理および投融資に関する社内規程において、当社における各子会社の所管部門を明確にし、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこと、ならびに当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することを定める。</p> <p>(c) 子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社から当社のリスクマネジメント担当部門に当該事故等について報告をさせることを、会社運営に関する協定書の中で定める。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社のリスクマネジメント担当部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有することとする。</p> <p>④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言を行う。</p> <p>(b) 子会社の規模や業態等に応じて当社グループ共通で使用できる各種システム等を導入する。</p> <p>(c) 子会社の資金の調達および運用について、当社の財務の統括部門が指導、支援または助言を行う。</p>	<p>社のリスクマネジメント担当者を出席者とするERM総会を実施し、当社グループのERM活動方針の共有を図っています。</p> <p>また、セキュリティ部門では、子会社および関連会社に対して各社における情報セキュリティマネジメントの実施状況のモニタリングを定期的に行うとともに、グループのイントラネットを活用した情報提供やセキュリティソリューションの導入支援活動などを通じて、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っています。</p> <p>④ 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言をしています。また、会計管理システム等、グループ共通で使用できる各種システムを導入しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>⑤ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 当社グループに共通の企業行動憲章および行動規範を提示し、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図る。</p> <p>(b) 各関係会社間において行われる取引および各関係会社における業務に係る法令遵守および業務の適正性・効率性の確保のため当社と親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程を定める。</p> <p>(c) 当社グループのコンプライアンス責任者を構成員とする会議を設置し、当社グループのコンプライアンス担当者が情報交換および意見交換等を行える場を確保する。</p> <p>(d) コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者と適宜意見交換等を行う。</p> <p>(e) 当社グループごとに当社の採用する内部統制システムに整合する形で内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導する。</p> <p>(f) 当社グループの役職員も内部通報を利用し社外の弁護士に直接通報できることとする。</p>	<p>⑤ 毎年1回、子会社のコンプライアンス責任者（CCO）および担当者がグループCCO会議に集まり情報交換をしています。2022年度は11月に開催し、Zホールディングスグループ行動規範の浸透施策や公益通報者保護法改正対応状況等の共有、子会社でのコンプライアンス領域の取組紹介や意見交換を行いました。</p> <p>また、子会社のコンプライアンス責任者および担当者間での情報交換の活性化と関係性構築を目的として、数社単位での情報交換会を4回開催しました。</p> <p>さらに、必要に応じて子会社のコンプライアンス責任者および担当者と個別に面談を行い、個社ごとの課題の共有や検討を行っています。</p>

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

<p>① 監査等委員会の職務を補助するため、当社および当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。</p> <p>② 監査等委員会が希望する場合には、監査等委員自らまたは監査等委員会が直接、監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができることとする。</p>	<p>①② 監査職務を支援する監査等委員業務室を設置し、当社および当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を3名配属しています。</p>
---	--

内部統制基本方針	運用状況の概要
7. 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項	
<p>①前項の使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとする。</p>	<p>①監査等委員業務室の人事については、独立性に留意し監査等委員会にて同意を得ることとしています。</p>
8. 監査等委員会の第六項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	
<p>①専従の使用人が監査等委員会の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。</p>	<p>①監査等委員の監査体制の確保に関する規程を定め、監査等委員会による監査および監査等委員業務室への指示の実効性を確保しています。</p>
9. 監査等委員会への報告に関する体制	
<p>①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員に対して、次の事項を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社グループに関する重要事項 (b) 内部統制システムの整備・運用の状況 (c) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項 (d) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項 (e) 当社グループの内部監査の状況 (f) 重要案件の審議内容 	<p>①当社グループに関する重要事項、内部統制システムの状況、セキュリティの状況、ERM活動の状況、コンプライアンスの状況、内部監査の状況、その他監査等委員会から報告を求められた事項について、監査等委員会または監査等委員へ定期的な報告を行っています。また、監査等の観点から重要な案件について、遅滞なく（ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに）報告を実施しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>(g) 投融資（解消を含む）を検討する際の審議の状況および結果</p> <p>(h) 当社グループにおける重要性の高いリスクの分析および評価</p> <p>(i) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用および内部通報状況等</p> <p>(j) 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項</p> <p>② 最高財務責任者および法務部門責任者は、定期的に監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うこととする。</p>	<p>② 最高財務責任者および法務部門責任者は、常勤の監査等委員と情報共有のための定期的な会合を設け、業務上の重要な事項の報告を行っています。</p>
<p>10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>	
<p>① 内部通報制度を使って報告・通報や相談をした者に対し、当該報告・通報や相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程によって定め、またその旨を周知することで内部通報制度活用の実効性を確保する。</p>	<p>① 社内規程において、監査等委員から報告を求められた場合は、必要な報告を行わなければならない旨を明記しています。内部通報者についても、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しています。</p>
<p>11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p>	
<p>① 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。</p>	<p>①② 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な費用等の支払いを行っています。また、監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。</p>	

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<p>① 監査等委員会または監査等委員は、必要と認めた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人より報告を受けることができることとする。</p> <p>② 監査等委員は、当社の重要な経営会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できることとする。</p> <p>③ 常勤の監査等委員を、当社グループのリスク管理を統括する会議体および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の構成員とする。</p>	<p>①②③ 当社の重要な意思決定に関わる経営会議、その他監査等委員が希望するあらゆる会議への出席機会を確保しています。また、常勤の監査等委員は、当社グループのリスク管理を統括する会議体および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に出席し、担当部門から直接報告を受けています。</p> <p>会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、当社および重要な子会社の内部監査部門から監査結果の報告を受けるなど、連携して監査を進めています。</p> <p>また、重要な子会社のCEO、監査役および内部監査部門との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、当社グループにおける監査の実効性を確保しています。</p>
---	---

（注）上記の内部統制基本方針は、2023年3月31日現在のものを記載しています。

第 28 期

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

附属明細書 (事業報告関係)

Z ホールディングス株式会社

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との重要な兼職の状況
事業報告 3 会社役員に関する事項 1. 取締役の氏名等に記載のとおりです。

第28期

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

計算書類

Zホールディングス株式会社

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

	第28期 2023年3月31日 現在	〈ご参考〉 第27期 2022年3月31日 現在		第28期 2023年3月31日 現在	〈ご参考〉 第27期 2022年3月31日 現在
資産の部			負債の部		
流動資産	416,841	559,539	流動負債	443,785	490,333
現金及び預金	89,821	130,277	短期借入金	199,900	175,370
売掛金	479	526	未払金	3,417	4,205
前払費用	1,756	1,565	未払費用	703	631
未収入金	407	903	未払法人税等	517	3
関係会社短期貸付金	280,300	423,084	預り金	80,507	176,035
未収還付法人税等	8,513	—	1年内返済予定の長期借入金	47,500	47,500
その他	35,587	3,205	その他	111,240	86,587
貸倒引当金	△24	△22	固定負債	711,332	719,317
固定資産	3,084,019	2,988,159	社債	470,000	520,000
有形固定資産	45	47	長期借入金	240,750	198,750
建物	39	43	繰延税金負債	471	567
工具、器具及び備品	2	4	その他	111	—
車両運搬具	2	—	負債合計	1,155,118	1,209,651
無形固定資産	204	55	純資産の部		
ソフトウェア	204	55	株主資本	2,313,634	2,320,734
投資その他の資産	3,083,769	2,988,056	資本金	247,094	237,980
投資有価証券	4,173	5,055	資本剰余金	2,046,675	2,037,561
関係会社株式	2,900,129	2,824,730	資本準備金	242,175	233,061
関係会社長期貸付金	182,540	161,600	その他資本剰余金	1,804,500	1,804,500
その他	547	287	利益剰余金	75,156	99,279
貸倒引当金	△3,620	△3,616	利益準備金	27	27
資産合計	3,500,861	3,547,698	その他利益剰余金	75,128	99,252
			繰越利益剰余金	75,128	99,252
			自己株式	△55,292	△54,086
			評価・換算差額等	1,410	1,763
			その他有価証券評価差額金	1,410	1,763
			新株予約権	30,698	15,548
			純資産合計	2,345,743	2,338,047
			負債純資産合計	3,500,861	3,547,698

(注) 第27期はご参考（監査対象外）です。

損益計算書

(単位：百万円)

	(ご参考)	
	第28期 自 2022年4月 1 日 至 2023年3月 31 日	第27期 自 2021年4月 1 日 至 2022年3月 31 日
営業収益	53,272	92,285
関係会社受取配当金	51,563	90,439
その他の営業収益	1,708	1,845
営業費用	30,781	28,036
営業利益	22,491	64,248
営業外収益	8,564	5,961
受取配当金	45	740
受取利息	7,088	4,956
その他	1,430	263
営業外費用	10,731	7,702
支払利息	4,234	2,819
社債利息	2,487	2,191
支払手数料	3,620	2,651
その他	388	39
経常利益	20,323	62,506
特別利益	2,143	11,815
投資有価証券売却益	1,474	3,499
関係会社株式売却益	-	8,315
関係会社清算益	669	-
特別損失	423	18,559
投資有価証券評価損	292	301
関係会社株式評価損	131	18,257
税引前当期純利益	22,043	55,762
法人税、住民税及び事業税	2,632	3
法人税等合計	2,632	3
当期純利益	19,411	55,758

(注) 第27期はご参考 (監査対象外) です。

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2022年4月1日	237,980	233,061	1,804,500	2,037,561
当期変動額				
新株の発行	9,114	9,114		9,114
剰余金の配当				-
当期純利益				-
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				-
当期変動額合計	9,114	9,114	-	9,114
2023年3月31日	247,094	242,175	1,804,500	2,046,675

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2022年4月1日	27	99,252	99,279	△54,086	2,320,734
当期変動額					
新株の発行			-		18,228
剰余金の配当		△43,535	△43,535		△43,535
当期純利益		19,411	19,411		19,411
自己株式の取得			-	△1,205	△1,205
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			-		-
当期変動額合計	-	△24,123	△24,123	△1,205	△7,100
2023年3月31日	27	75,128	75,156	△55,292	2,313,634

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
2022年4月1日	1,763	1,763	15,548	2,338,047
当期変動額				
新株の発行		-		18,228
剰余金の配当		-		△43,535
当期純利益		-		19,411
自己株式の取得		-		△1,205
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△353	△353	15,149	14,796
当期変動額合計	△353	△353	15,149	7,695
2023年3月31日	1,410	1,410	30,698	2,345,743

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券
……………償却原価法
- ② 子会社株式および関連会社株式
……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上していません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

……………定額法

(2) 無形固定資産

ソフトウェア……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

4. 収益の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は、当社の子会社に対する経営指導料です。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・企画等を行うことを履行義務として識別しています。当該履行義務は契約期間にわたって、その他の営業収益として認識しています。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	12百万円
----------------	-------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,372百万円
短期金銭債務	1,727百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	53,272百万円
営業費用	5,205百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	7,391百万円
営業外費用	511百万円
資産の購入高	4百万円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	105,538,215株
------	--------------

当事業年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式2,491,000株が含まれております。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	15,417百万円
株式報酬費用	9,222
税務上の繰越欠損金	1,187
貸倒引当金	1,116
投資有価証券評価損	954
その他の引当金	322
その他	515
繰延税金資産合計	28,736
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△27,548
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,187
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△471
繰延税金負債合計	△471
繰延税金資産（△負債）の純額	△471

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ヤフー(株)	東京都 千代田区	300	ヤフー事業	所有 間接100%	役員の兼 任 資金の貸 付 役務の提 供 資金の預 り	資金の 貸付 (注1)	100,000	関係会社 短期 貸付金	194,000
							受取利息	4,921	その他 流動資産	259
							被債務 保証 (注2)	458,750	—	—
							資金の預り (注1)	50,000	預り金	50,000
子会社	LINE(株)	東京都 新宿区	34,201	LINE事業	所有 間接100%	役員の兼 任 資金の貸 付 役務の提 供	資金の 貸付 (注1)	36,300	関係会社 短期 貸付金	56,300
								50,000	関係会社 長期 貸付金	100,000
							受取利息	1,470	その他 流動資産	129

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay カード(株)	東京都 千代田区	100	クレジット、 カードロー ン	所有 間接100%	資金の貸 付 資金の預 り	資金の 貸付 (注1)	—	関係会社 短期 貸付金	30,000
							資金の 貸付 (注1)	—	関係会社 長期 貸付金	65,000
							資金の 預り (注1)	393,000	預り金	—
子会社	Zホールディ ングス中間(株)	東京都 千代田区	1	持株会社	所有 直接100%	資金の預 り	資金の 預り (注1)	62,500	預り金	25,000
							現物配当の 受取り	37,750	関係会社株式	37,750

(注1) 資金の貸付及び預りについては、市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 主に金融機関からの借入等に関してヤフー(株)からの債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っていません。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	307円53銭
1株当たり当期純利益	2円58銭

VIII 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

Ⅸ その他の注記

1. 貸出コミットメント

関係会社に対して貸出コミットメント契約を締結しています。貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	1,049,580百万円
貸出実行残高	139,840百万円
差引額	909,740百万円

2. 財務制限条項

当社の長期借入金（1年内返済予定を含む）の一部には、以下の財務制限条項が付されています。

- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社の貸借対照表に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社の損益計算書に表示される営業損益又は当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益又は当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるネットレバレッジ・レシオ（a）が一定の数値以下であること。
 - (a) ネットレバレッジ・レシオ＝ネットデット（b）÷調整後EBITDA（c）
 - (b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した金額をいう。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、PayPay銀行㈱の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。
 - (c) EBITDAは営業利益に減価償却費および営業費用に含まれる除却損等、金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

X 追加情報

(連結子会社との組織再編)

当社は、2023年4月28日の取締役会において、当社ならびにLINE(株)及びヤフー(株)を中心とした再編に係る契約の締結時期(予定)及び完了時期(効力発生日)(予定)について決議しました。

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)(予定)

名称：Zホールディングス株式会社

事業の内容：グループ会社の経営管理、並びにそれに付随する業務

(被結合企業)(予定)

名称：LINE株式会社

事業の内容：モバイルメッセージング・アプリケーション「LINE」を基盤とした広告サービス、スタンプ販売及びゲームサービス等を含むコア事業並びにFintech、AI及びコマースサービスを含む戦略事業の展開

名称：ヤフー株式会社

事業の内容：イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業など

名称：Z Entertainment株式会社

事業の内容：広告事業、課金事業、会員サービス事業など

名称：Zデータ株式会社

事業の内容：Zホールディングスグループ各社のデータ利活用の推進

2 企業結合日

2023年10月1日(予定)

第28期

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

附属明細書 (計算書類関係)

Zホールディングス株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
有 固 定 資 産	建物	43	-	-	△3	39	6	46
	工具、器具及び備品	4	-	-	△1	2	4	7
	車両運搬具	-	4	-	△1	2	1	4
	計	47	4	-	△6	45	12	57
無 固 定 資 産	ソフトウェア	55	32	-	△29	58		
	ソフトウェア仮勘定	-	179	△32	-	146		
	計	55	211	△32	△29	204		

2. 引当金の明細

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
貸倒引当金	3,639	3,645	—	(*1) 3,639	3,645
役員賞与引当金	477	384	477	—	384
役員株式給付引当金	—	227	—	—	227
従業員株式給付引当金	—	32	—	—	32

(*1) 洗替による取崩額です。

3. 営業費用の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
株式報酬費用	16,165
給料及び手当	2,769
業務委託費	3,081
減価償却費	15
租税公課	2,122
その他	6,626
合計	30,781

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

Zホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山友康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 糸井祐介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚本雄一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

Zホールディングス株式会社

監査等委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山友康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 糸井祐介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚本雄一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

Zホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 白見 好生 印

監査等委員 蓮見 麻衣子 印

監査等委員 國廣 正 印

監査等委員 鳩山 玲人 印

(注) 常勤監査等委員白見好生、監査等委員蓮見麻衣子、國廣正及び鳩山玲人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。